

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
1	入札公告	3			3入札説明書の公表方法等 (4)ア	入札及び開札の予定日時について令和5年3月30日(木)午後1時30分となっておりますが、受付は何時(何日)から行われるのでしょうか。また当日開札が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	入札の受付は、資格審査を通過した後により可能となります。なお、開札は令和5年3月30日に行います。
2	入札説明書	4	21	1	入札説明書の定義	実施方針に関する質問回答は、入札説明書等と齟齬がない限り、引き続き有効と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	入札説明書	4	12	-	資料の優先順位	事業提案書提出前において、各種資料(入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、特定事業契約書(案)、ガバナンス計画、守秘義務資料)の内容に矛盾又は齟齬がある場合、資料の優先順位についてご教示頂ければと思います。	特定事業契約書(案)第3条第2項を確認ください。
4	入札説明書	9	13	⑥	貴県が行う業務のスケジュール	貴県で行う業務のうち、埋蔵文化財調査、造成工事、雨水調整池の建設工事、大山川洪水調節池の建設工事、アクセス道路(県道)建設工事、次世代高度情報通信ネットワーク整備について、貴県で想定されている事業スケジュール等を具体的にご教示願います。	以下のURLの資料P31を参照下さい。 https://www.pref.aichi.jp/uploaded/ife/411861_1828372_misc.pdf なお、本年(2022年)7月時点の予定であり、今後、変動する可能性があります。また、次世代高度情報通信ネットワーク整備は、県が2024年と2025年の2カ年に整備をします。なお、特定事業契約後、事業者と調整を行います。
5	入札説明書	9			任意事業	任意事業実施企業は、応募者、構成企業、これらが出資する会社(事業者を含む)又は事業者と連携する企業と定められていますが、事業者と連携する企業が任意事業を実施する場合、その不履行に対する責任や違約金の支払いについて事業者はどこで責を負うのでしょうか。	事業者と連携する企業が任意事業を実施する場合、その不履行に対する責任等については県と当該任意事業実施企業との間で締結する任意事業協定に基づき、基本的には任意事業実施企業が責任を負うこととなります。ただし、事業者は、特定事業契約第84条に基づき、任意事業実施企業と連携しなければならない義務を負っていますので、当該連携義務違反がある場合には、事業者にも責任が生じ得ます。
6	入札説明書	13	2	オ-(エ)	予定価格	今回工事における工事費予定価格の官積算の基準月をご教示ください。	基本計画を元に施設毎、業務毎によりそれぞれ最新の基準により積算をしています。
7	入札説明書	13	3	-	予定価格(設計・建設費)	入札説明書に記載の額15,770,844千円の内訳は様式F-2-②と様式F-2-③の本体工事費を除いた総和と考えてよろしいでしょうか。	様式F-2-②と様式F-2-③の本体工事費を除いたものに設計・建設期間中のSPC経費と開業準備費を加えたものとなります。
8	入札説明書	13			事業スケジュール	施設の引渡し 2026年3月末とありますが、これを事業者提案として早めることは可能でしょうか。また、引き渡しを早める提案をした場合、評価につながりますでしょうか。	早めることは可能です。なお、評価に関することは、回答しません。
9	入札説明書	13			(エ) 予定価格	設計・建設費等相当額、特定事業の運営・維持管理業務に係る費用の一部として、消費税及び地方消費税込みの予定価格が提示されておりますが、消費税及び地方消費税別の予定価格は設定されているのでしょうか。設定されているのであれば公表をお願いいたします。	県は、予定価格に110分の100を乗じた額としています。
10	入札説明書	13			事業期間	施設の設計・建設期間が 2023 年7月から 2026 年3月までの2年9ヶ月間、運営・維持管理期間(運営権存続期間)が2026 年4月から 2046 年3月の 20 年間とありますが、開業準備期間の設定がありません。事業者提案で開業準備期間を提案してよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。開業準備期間は設計・建設期間に包含しています。
11	入札説明書	13			事業者の収入及び費用に関する事項	サービス購入料の支払いについては、設計・建設段階に応じて、各年度ごとに分割して事業者を支払いますとありますが、設計・建設段階におけるSPC関連費用等もすべて年度ごとに支払われるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	入札説明書	14	3	ク-(イ)	事業者の収入及び費用に関する事項	「県による負担総額を0円とする提案をする場合に限り、運営権対価を提案できる」とありますが、①これを反対解釈すると、「貴県による負担を求める場合(=負担総額を1円以上で提案する場合)には、運営権対価を提案できない」ということとなります。この「提案できない」というのはどのような意味になりますでしょうか。i)「運営権対価が0円になる」という意味でしょうか。あるいは、ii)運営権対価0円(=運営権対価を支払わない)という提案も含め、事業者からは一切の提案をすることができないという意味になりますでしょうか。 ②仮に上記ii)の意味であるとした場合、運営権対価の有無、有とした場合の額についてはどのように決定されることになるのでしょうか。この点、別添1「愛知県基幹的広域防災拠点整備事業に関する「基本的な考え方」について【概要版】」の「1事業の概要(8)運営権対価」には、「運営権対価は、今後、入札説明書等公表時において示す」と記載されています。この記載に拠れば、貴県の公表する運営権対価に従うということになるのでしょうか。	①については、i)のとおりです。
13	入札説明書	14			利用料金収入等について	県は、事業者が設定する利用料金について合理的な理由がない限りこれに合意することとしますとありますが、合理的と判断するのは貴県でしょうか。その際、事業者から申し立ては可能でしょうか。	利用料金についての合理的な理由の合理的との判断は一義的には県となります。詳細については特定事業契約書の第5条第1項を確認下さい。
14	入札説明書	20	14	(4)ア	3 事業者の募集及び選定に関する事項	「応募者は、参加表明書において、上記2(1)オ(ウ)〔業務一覧〕に示す1～7の業務のうち以下の業務に携わる企業名(応募グループにあつては、代表企業名を含む。なお、応募者等以外の企業を記載することを妨げない。)及び携わる業務を明記することとします。」とありますが、応募者等以外の企業が対象の業務に携わることができるという理解でよろしいでしょうか。	上記2(1)オ(ウ)〔業務一覧〕に示す1～7の業務のうち統括管理業務以外の業務については応募者等だけでなく、応募者等以外の企業も業務に携わることが可能です。統括マネジメント業務は事業者(SPC)が実施しますので、統括管理業務についての記載は不要です。様式集及び記載要領【様式5-3】を修正します。
15	入札説明書	20	26	(4)	応募者の構成等	「携わる企業を確定させる」とありますが、「携わる企業」はSPCからの発注先企業のみという理解でよろしいでしょうか。	全ての企業が対象となります。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
16	入札説明書	20	10	(4)-ア	応募グループ	特別目的会社に出資する企業が2社以上いる場合に限り、「応募グループ」として応募するという理解でよろしいでしょうか。例えば、特別目的会社に出資する企業が代表企業1社であり、出資を行わない各業務担当企業と共に本事業に応募する場合は、「応募企業」として応募することになるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	入札説明書	21	9	(4)イ	3 事業者の募集及び選定に関する事項	(イ)で「愛知県会計局指名停止取扱要領又は愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であることとします。」とありますが、応募者ではないが業務に携わる企業についても適用されますでしょうか。	入札説明書21P3(4)イの記載事項は、応募者等の参加要件を示しています。応募者等とは応募企業又は応募グループの構成企業ですので、「業務に携わる企業」が応募者等に該当しない場合は、適用されません。
18	入札説明書	21	1	(イ)	構成企業の扱い	「構成企業は、県が承認した場合に限り、構成を変更できる」とありますが、応募者等以外で業務に携わる企業として参加表明時に明記した企業、提案書提出時に確定させた企業は、県の承認を得ずに変更できると考えてよろしいでしょうか。	県の承認が必要となります。【様式5-3】※に記載のとおりです。
19	入札説明書	21	3	(イ)	構成企業の扱い	「ただし、・・・構成企業であったものは参加できない」とありますが、他の応募企業又は応募グループで、応募者等以外で業務に携わる企業として参加表明時に明記した企業、提案書提出時に確定させた企業は、参加できると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	入札説明書	21	5	イ	応募者等の参加要件	本項の対象となるのは構成企業のみという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	入札説明書	22	26	(イ)	設計業務又は工事監理業務にあたる企業	要求水準書では工事監理業務は建設業務に含まれていますが、工事監理業務にあたる企業は(イ)の設計業務又は工事監理業務にあたる企業の要件を満たしていればよく、(ウ)の建設業務にあたる企業の要件は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	入札説明書	22	26	(イ)	設計業務又は工事監理業務にあたる企業	入札説明書には設計業務として入札説明書8ページ2行目の「i.設計業務」と4行目の「設計業務及びその関連業務」の2つがありますが、ここで定義される設計業務とは後者の「設計業務及びその関連業務」における設計業務と理解してよろしいですか。	「i.設計業務」には、「事前調査業務」も「i.設計業務」に含みます。
23	入札説明書	22	27	(イ)	設計業務又は工事監理業務にあたる企業	複数の企業で設計業務にあたる場合、bを配置するのは構造設計を担当する企業が行い、cを配置するのは公園設計を担当する企業が行えばよいと理解してよろしいですか。	お見込みのとおりです。
24	入札説明書	23	1	c	設計業務又は工事監理業務にあたる企業	複数の者で分担して業務にあたる場合、1社がCの①～⑤のいずれかに該当すればよいと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	入札説明書	23	9	(ウ)	建設業務にあたる企業	要求水準書では工事監理業務は建設業務に含まれています。応募グループ内に工事監理業務にあたる企業があれば、建設業務にあたる企業が必ずしも工事監理業務を行わなくても良いと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	入札説明書	23	9	(ウ)	建設業務にあたる企業	入札説明書には建設業務として8ページ5行目の「ii.建設業務(建設工事は・・・)」と7行目の「建設業務及びその関連業務」の2つの表現がありますが、(ウ)で要件を定める建設業務とは後者の「建設業務及びその関連業務」にあたる企業(「工事監理業務」にあたる企業等は含まない)という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	入札説明書	23	9	(ウ)	建設業務にあたる企業	入札説明書8ページに「工事監理業務」は「ii.建設業務」に含まれていますが、工事監理にあたる企業に求められる要件は「(イ)設計業務又は工事監理業務にあたる企業」であり、「(ウ)建設業務にあたる企業」に求められる要件は不要と理解してよろしいですか。	お見込みのとおりです。
28	入札説明書	23	9	(ウ)	建設業務にあたる企業	入札説明書8ページに「工事監理業務」が「ii.建設業務」に含まれていますが、工事監理業務にあたる企業は「(ウ)建設業務にあたる企業」の要件を満たす必要がないと理解してよろしいですか。	お見込みのとおりです。
29	入札説明書	23	1	ウ-(イ)-c	資格者の配置	「①～⑤のいずれかに該当する」者を配置することとありますが、「配置」とは設計業務又は工事監理業務にあたる企業において、公園エリアにおける当該業務に関与することを意味し、現地にて常駐すること等は求めていないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	入札説明書	23	1	ウ-(イ)-c	資格者の配置	「①～⑤のいずれかに該当する」者を配置することとありますが、この者以外の者を設計業務責任者や工事監理業務責任者とすることもできるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書を満足する限り、設計業務責任者や工事管理責任者とすることは可能です。
31	入札説明書	23	1	ウ-(イ)-c	資格者の配置	「①～⑤のいずれかに該当する」者を配置することとありますが、この者の配置期間は、設計・建設期間(2023年7月から2026年3月)であるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	入札説明書	23	27	-5	個別対話	個別対話において、【様式9】個別対話事前質問書の質問内容の意図を補完するために、事業者側で作成した資料等を別途提示することは可能でしょうか。可能な場合、その資料等の提示方法及び時期等をご教示頂ければと思います。	【様式9】個別対話事前質問書の質問内容の意図を補完するために、事業者側で作成した資料等を別途提示することは可能です。ただし、個別の提案内容についての可否に関わることは回答しません。詳細については、個別対話参加者に別途連絡します。
33	入札説明書	23			応募者等及び一定の業務に携わる企業の資格要件	代表企業、設計業務又は工事監理業務にあたる企業、建設業務にあたる企業についての参加資格要件が記載されておりますが、維持管理及び運営業務にあたる企業の参加資格要件は特に問わないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	入札説明書	24			入札説明書等に関する個別対話	参加人数は、8名以内としますが、本事業は業務も広範にわたり、参加企業数も多くなります。従って、参加人数は最低15名必要となりますので、増やして頂けないでしょうか。	コロナウイルス感染症対策のため入札説明書に記載のとおり、参加人数は8名以内とします。理解ください。なお、詳細については、個別対話参加者に別途連絡します。
35	入札説明書	25	15	(6)	事業提案書の提出	「入札金額が、予定価格から消費税及び地方消費税を減じた額以下であった者」とありますが、念のため税抜き価格をご教示いただけないでしょうか。	県は、予定価格に110分の100を乗じた額としています。
36	入札説明書	25			事業提案書の提出	応募者の内、入札書に記載された入札金額が、予定価格から消費税及び地方消費税を減じた額以下であった者は、事業提案書を受け付けますとありますが、事業者によって、消費税の係る部分とかわからない部分が異なってくるはずですが、公表された税込の予定価格に一律に消費税分10%を割り戻すのでしょうか。消費税別の予定価格が設定されているのであれば、公表をお願いいたします。	消費税別の予定価格は、県の予定価格(税込)に110分の100を乗じた額としています。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
37	入札説明書	26			入札の取りやめ	「県が公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、県は、入札の執行を延期若しくは取りやめることができます。」とありますが、基本的には応募が1グループのみであった場合でも入札は行われるとの理解で宜しいでしょうか。	本件応札者が1グループとなった場合でも、入札は有効となります。
38	入札説明書	28	19	(7)	提案内容に関するヒアリングの実施	提案内容に関するヒアリングとは、プレゼンテーションのことを指しているのでしょうか。	提案の趣旨等を確認するためのヒアリングと応募者によるプレゼンテーションの両方を指しています。
39	入札説明書	28	29	オ	落札者の決定・公表	応募者等以外の業務に携わる企業で、参加表明時に明記した企業、提案書提出時に確定させた企業において、(4)イ及びウを欠く事態が発生したとしても、特定事業契約の締結には影響しないと考えてよろしいでしょうか。	応募者等以外の企業が(4)ウの定める業務に携わることは可能ですので、応募者等以外の企業が(4)ウの定める業務に携わる企業となった場合で、(4)ウの資格要件を欠く事態が発生した場合は県は特定事業契約を締結しないことがあります。
40	要求水準書	3		(2)	図表1-2 防災拠点の平常運用時及び拠点運用時の役割	貴県が拠点運用を決定し、SCU開設等行われるまでの概ねの想定時間をご教示ください。	守秘義務資料の追加資料で示します。
41	要求水準書	6	12	(ア) b	訓練施設等の充実	未使用時に住民に開放することを想定した施設とありますが、どの施設のどの諸室を想定されていますでしょうか。	全ての施設が対象となり得ます。実際の教育訓練の状況を鑑み、開放する範囲を決定していきます。
42	要求水準書	9	9	ウ	利用料金収入等について	利用料金収入は事業の成否を左右します。運営料金の設定及び運営収入の見積のため、イベント主催者等に関する利用料金の減免について貴県の具体的な基準等があれば、ご教示願います。	具体的な基準はありません。
43	要求水準書	11	18	-	県が行う業務について	申請・届出を一部県が行うものも有るとありますが具体的な内容をご教示ください。	例えば、都市公園法による豊山町への設置管理許可申請や新川流域雨水浸透阻害行為の許可申請を想定しています。
44	要求水準書	12	15	3⑨	行政等への協力業務	3開業準備業務⑨行政等への協力業務とありますが、具体的にはどのような業務を想定されていますでしょうか。	要求水準書P.100(9)行政等への協力業務で示しています。
45	要求水準書	13	34	6	造成工事	造成工事後の高さ関係(GL、標高他)を含む図面をご教示ください。また、現在計画中の場合はいつ頃開示されるか予定をご教示ください。	造成計画平面図を確認ください。現時点で提示できるものは、造成計画平面図のみとなります。
46	要求水準書	13	1	4	運營業務	運營業務では24時間365日対応などの、時間的制約はありますか。制約がある業務がございましたらご教示ください。	運營業務における時間的制約はありません。維持管理業務における保安警備業務において24時間の有人警備を要求しています。
47	要求水準書	14	6	6	県が行う業務との調整・協力	⑨ 次世代高度情報通信ネットワーク整備の対象施設及び工事内容をご教示願います。	守秘義務資料をご確認ください。基幹的広域防災拠点の対象施設及び工事内容については、現在、県にて設計中であるため、特定事業契約後、事業者へ成果品をお渡します。
48	要求水準書	14	6	6	県が行う業務との調整・協力	⑨ 次世代高度情報通信ネットワーク整備時期は、5-3次世代高度情報通信ネットワークの整備に記載されていますが、事業者の工事進捗に合わせて協議いただけると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	要求水準書	14	4	(ウ)	計画地及び周辺の現況	大山川の洪水調節池に関する資料をご提示いただけませんかでしょうか。	現在、県にて設計中であるため、特定事業契約後、事業者へ成果品をお渡します。
50	要求水準書	14	1	6	雨水調整池の仕様	大山川洪水調節池及び防災公園(西側)エリアの地下に設置される防災拠点の雨水調整池の仕様を開示願います。	現在、県にて設計中であるため、特定事業契約後、事業者へ成果品をお渡します。
51	要求水準書	14	1	6	雨水調整池の位置・図面	防災公園(西側)エリアの地下に設置される防災拠点の雨水調整池の位置・図面をご教示ください。	現在、県にて設計中であるため、特定事業契約後、事業者へ成果品をお渡します。雨水調整池の位置は、角を◎で示した調※※で囲まれた範囲となります。
52	要求水準書	14	21	8(2)	事業期間	事業者からの申し出により、それまでの運営状況等を踏まえて、期間の延長について協議できるものとする。とありますが、貴県からの申し出による協議は無いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
53	要求水準書	19	17	(2)	事業用地の引渡し	「入札説明書等において示す。」とありますが、入札説明書や入札説明書等で示されている箇所を教えてくださいませんかでしょうか。	特定事業契約書(案)第29条(事業用地の引渡し計画)、第67条(合意延長)、105条(本施設の引渡前の解除)をご覧ください。
54	要求水準書	19	6	11(1)	事業用地に関する事項	神明公園エリアにおける事業用地使用料について、営利目的の事業を実施せず、事業者が使用料を負担しない使用貸借契約とする提案は可能でしょうか。	都市公園法を順守すること及び、拠点運用時における防災拠点機能を阻害しない範囲であれば可能です。
55	要求水準書	20	14	3	大規模修繕及び県による追加投資	大規模修繕・追加投資への考え方・範囲について、県や関係省庁の方針と深く関わりのある消防学校・教育棟 展示設備(防災教育に関わるコンテンツ等)も対象になるという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
56	要求水準書	22	9	1-(1)	統括管理責任者の配置	「統括管理責任者(SPCの社員かつ専従者)を配置する」とありますが、この「配置」とは必ずしも現地に常駐する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	要求水準書	22	13	1-(1)	統括管理業務担当者	統括管理業務担当者は次の①②の要件を満たさない者でも配置することもできるという理解でよろしいでしょうか。 ①SPCの社員である ②専従者である	SPCの社員かつ専従者である必要があります。
58	要求水準書	22	13	1-(1)	統括管理業務担当者の配置	「統括管理業務担当者として配置すること」とありますが、この「配置」とは必ずしも現地に常駐する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	要求水準書	22	8	1(2)	統括マネジメント業務の実施体制	配置する統括管理責任者はSPCの社員かつ専従者とありますが、代表企業又は構成員の社員が専任で常駐するとの理解でよろしいでしょうか。	統括管理責任者は、SPCの社員かつ専従者としますが、常駐・非常駐は問いません。
60	要求水準書	22	9	1(2)	実施体制	統括管理責任者はSPCの社員かつ専従者を配置とのことですが、構成企業からSPCへの出向者でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
61	要求水準書	23	11	イ(a)	文書等の整理・保存・管理	受領及び作成した文書等の整理・保存・管理について、紙文書ではなく電子データとして整理・保存・管理することも認められるという理解でよろしいでしょうか。同様に各種台帳も電子データとして保管することも認められるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
62	要求水準書	26	1	キ	防災意識の向上	「防災拠点の各施設において、映像装置やVR等のデジタル技術の活用」とありますが、映像やコンテンツの内容、テーマ等について想定があればご教示頂きたいです。	守秘義務資料を基に提案をお願いします。
63	要求水準書	28	7	(ア)	造成工事の引渡し	「事業者に協力をする」とありますが、どのような協力をいただけるのでしょうか。	例えば、随時事業者側へ情報共有を行います。
64	要求水準書	28	-	図表4-2	高圧線	「整備地区内に中部電力の77,000ボルトの送電線が通っている」とありますが、送電線との位置・高さ関係の資料を開示してください。	送電線との位置・高さについては、直接電力供給会社にお尋ねください。
65	要求水準書	28	-	図表4-2	VORTAC	「VORTAC周辺に建築物等を建てる場合には、工事や建物の影響によりVORTACが発する電波の誤差が国際基準の限界値を超えないように計画しなければならない」とありますが、工事用クレーンの制限等、作業条件があればご教示願います。	工事用クレーンも同様の制限を受けます。航空法(制限表面)に係る作業条件は愛知県航空空港課、VORTACに係る施工時の電波障害の範囲や条件等については大阪航空局との協議になります。
66	要求水準書	28	-	図表4-2	空港周辺における建物等設置の制限	空港周辺における建物等設置の制限に関して、「空港周辺の一定の空間を障害物が無い状態にしておく必要がある」と記載されていますが、詳細についてご教示ください。	名古屋空港周辺において制限表面の規制があります。詳細は、 <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kouku/0000005875.html#shousai">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kouku/0000005875.html#shousai</a> を確認ください。
67	要求水準書	28	-	図表4-2	空港周辺における建物等設置の制限	「制限表面を超える高さの物件(建物・避雷針・アンテナ・看板・電柱等の恒常物件や、工事用クレーンやドローン・ラジコン等の仮設物件、樹木も含)を設定することは航空法で禁止される」とありますが、造成工事後の地盤標高からの有効高さをご教示ください。	造成計画平面図及び名古屋空港周辺における制限表面の規制等を確認の上、事業者にて検討ください。なお、制限表面の規制として、制限表面を超える高さの建物や樹木等の固定障害物を設置することはできません。ただし、クレーン等の移動可能な車両等については、内側転移表面を確保し、空港設置管理者が認めた場合は、運航制限を行わず実施することができます。制限区域内工事実施指針(国土交通省航空局)を参照ください。
68	要求水準書	28	-	-	防災公園・神明公園の建蔽率等の上限	防災公園・神明公園の建蔽率等の上限について、愛知県防災公園及び神明公園(対象範囲外も含む)それぞれの公園単位で上限内におさめることとありますが豊山町道にて東西エリア各々のエリア単位として取り扱う必要がありますでしょうか。	都市計画決定された公園単位で建蔽率の上限内におさめる必要があります。
69	要求水準書	29	-	図表4-3	第4設計及び建設業務に係る要求水準	1総則(2)業務の前提条件イ敷地条件(イ)インフラ条件の図表4-3インフラ条件の整備管理事業者となっております中部電力、東邦ガス、NTT等(資本関係を含める)が応募者または応募者以外ではあるが業務に携わる企業として参加することは問題ないでしょうか。	インフラの整備事業者が応募者または応募者以外であるが業務に携わる企業として参加することは問題ありません。
70	要求水準書	29	-	図表4-3 インフラ条件	インフラ条件	各インフラを直轄する市町及びインフラ事業者との協議は提案時作成時から実施してもよろしいでしょうか。	市町との協議は認めませんが、各インフラ事業者との協議は可能です。
71	要求水準書	30	6	(ウ)	計画地及び周辺の現況	貴県にて行う埋蔵文化財調査の対象範囲をお示ください。	お示した施設配置図の建物配置を文化財調査の対象範囲と考えています。なお、埋蔵文化財調査が必要な範囲は、①3m以上の盛り土する箇所 ②地山を掘削する箇所 ③建物が建つ等、今後永久的に調査を行うことができなくなる箇所です。
72	要求水準書	30	13	(ウ)	埋蔵文化財調査	事業者の提案により、県が行う埋蔵文化財調査の範囲を協議いただけますか。	埋蔵文化財調査は①試掘による文化財の有無確認 ②①により本発掘調査が必要になれば、本発掘調査 という流れになります。調査範囲は愛知県の文化財担当課室の判断になりますが、協議することは、可能です。
73	要求水準書	30	6	(ウ)	計画地及び周辺の現況	埋蔵文化財調査の対象範囲内において不発弾調査を実施することとありますが、運営開始後に不発弾が見つかった場合のリスク分担についてご教示ください。	特定事業契約書(案)第34条第4項、第5項、第6項によります。
74	要求水準書	31	28	a	ゾーニング	「ベースキャンプ、物資拠点に必要な面積」とありますが、拠点運用者が必要とするそれぞれの面積をご教示ください。	要求水準書第4-(4)-ウ 各エリアにおいて拠点運用時に求められる機能を確認してください。
75	要求水準書	32	10	b	拠点運用時の動線	大規模災害が発生して一時避難した施設利用者が帰宅する際の経路・動線をご教示願います。	道路の被災状況によるため、現時点で県から経路・動線を示すことはできません。施設管理者として、最寄りの広域避難場所への誘導や、混雑が収まり安全に帰宅できることを確認してから利用者を帰宅させるようお願いいたします。
76	要求水準書	33	図表4-4		園路及び消防学校管理用通路の計画	消防学校管理用通路と公園主園路は共用可能でしょうか？それともそれぞれ別の通路を設ける必要がありますでしょうか？	それぞれ別の通路を設けてください。
77	要求水準書	37	30	a	ゲート設置場所	災害用空港ゲートを設置する予定の場所をご教示ください。	現在、県にて設計中であるため、特定事業契約後、事業者にご教示いたします。
78	要求水準書	37	27	(エ)	空港ゲート新設に伴う対応	貴県が新設する災害用空港ゲートに伴う要求水準の記載がありますが、ゲートの位置が特定できません。位置を教示願います。	現在、県にて設計中であるため、特定事業契約後、事業者にご教示いたします。
79	要求水準書	37	6	b	副園路	本頁6行目の管理用トラックと本頁20行目の管理用車両との違いをご教示ください。	管理用トラックは公園維持管理用トラック(普通車程度)、管理用車両は普通乗用車及び舗装修繕のためのタイヤローラー等を想定しています。
80	要求水準書	37	27	(エ)	空港ゲート新設に伴う対応	災害用空港ゲートが新設された場合、警備員配置(出入管理)は必要でしょうか。必要である場合は、配置場所は空港側もしくは防災拠点側のどちらになるかご教示ください。併せて常時配置若しくは拠点運用時のみ配置のどちらになるかご教示ください。	災害用空港ゲートの警備員配置については、現時点では県での対応を予定しています。
81	要求水準書	38	10	イ	仕上げ計画	参考にしていいのは救助訓練棟と複合訓練施設だけになっていますが、他の施設は参考にしない方がいいですか。	救助訓練棟及び複合訓練施設のみを参考としてください。
82	要求水準書	38	15	ウ	設備・備品	県が調達する什器・備品が示されている守秘義務資料はどれかを教えていただけますでしょうか。	県が調達する什器・備品は守秘義務対象資料ではお示しできません。今後の設計業務と平行して決定していきます。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
83	要求水準書	39	24	(イ)	VORTACに関する事項	「…国土交通省大阪航空局より設計、計画の修正を求められる可能性がある。その場合の費用負担は、事業者にて負担するものとする」とありますが、「設計、計画の修正を求められる」ことになった原因が、貴県の指示による設計変更や計画変更である場合は、貴県で修正に要する費用をご負担いただくと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
84	要求水準書	39	18	オ-(イ)	電波障害シミュレーション	「県が策定した防災拠点の基本計画の配置や建物高さ等を踏襲する場合」、基本設計完了時・実施設計完了時及び仮設計画時に国土交通省大阪航空局が行う電波障害シミュレーションに伴う費用は事業者は負担しないという認識でよろしいでしょうか(シミュレーションの結果、国土交通省大阪航空局から設計・計画の修正等指示があった場合の設計・計画の修正等の費用は事業者負担という認識です)。	お見込みのとおりです。
85	要求水準書	39	10	(イ) VORTACに関する事項	電波障害シミュレーション	防災公園東エリアに計画される野球場、サッカー場のスタンドやバックネット、防球ネット、ナイター照明設備等について、VORTACへの影響シミュレーションの対象範囲外と考えてよろしいでしょうか。対象となる場合、「配置や建物高さ等を踏襲している」と判断される高さ、材料仕様の条件をご教授願います。	防災公園東エリアに計画される野球場、サッカー場のスタンドやバックネット、防球ネット、ナイター照明設備等について、VORTACへの影響シミュレーションの対象となります。県は上記を含めた形でVORTACへの影響シミュレーションを行っていませんが、野球場、サッカー場のスタンドやバックネットフェンスは、その高さ、大きさ、素材により、電波伝搬に影響を与えることがありますが、防球ネットは、その素材から影響は少ないと考えられます。同様にナイター照明等細長い支柱等についても電波伝搬への影響は極めて少ないと考えています。ただし、基本設計完了時・実施設計完了時及び仮設計画時に国土交通省大阪航空局が電波障害シミュレーションを行った結果、誤差の限界値「3°」を超えることが確認された場合、国土交通省大阪航空局より設計、計画の修正を求められる可能性があります。
86	要求水準書	39	10	(イ) VORTACに関する事項	電波障害シミュレーション	県が策定した基本計画の配置や建物高さ等を踏襲する場合は提案時における電波障害シミュレーションは必須としないとありますが、①建物位置をVORTACから遠ざける提案②平屋建物など小規模建物の追加提案③VORTACから建物の陰になるエリアへの建物の追加提案 等電波障害に対して影響が軽微と思われるものについては「踏襲している」ものとして考えてよろしいか。また、「踏襲している」と判断される軽微なものの範囲、条件等がございましたらご教授願います。	VOR空中線直下の地面から見て、金属製にあつては仰角1.2度、木造にあつては仰角2.5度より低い施設については、航空局との協議不要、これより高い施設は要協議とされています。質問の①②③について、建物の距離が離れても方向により重要な航空路に影響するなど一概に電波への影響が軽減されるか分からないため、踏襲しているとおりです。踏襲しているとは配置位置が同じ、建築面積、建物高さの減少や電波への影響が少ない材料の採用などがあつたと考えています。ただし、基本設計完了時・実施設計完了時及び仮設計画時に国土交通省大阪航空局が電波障害シミュレーションを行った結果、誤差の限界値「3°」を超えることが確認された場合、国土交通省大阪航空局より設計、計画の修正を求められる可能性があります。
87	要求水準書	41	29	(キ)	災害トイレ	災害トイレとは災害用マンホールトイレの事でしょうか？マンホールトイレの場合、警察、自衛隊等の部隊の拠点それぞれに分散配置する必要がありますでしょうか？	マンホールトイレの配置計画は提案に委ねますが、防災拠点の機能を阻害しない場所に配置する計画としてください。なお、災害用トイレの種類はNo.90をご覧ください。
88	要求水準書	41	30	(キ)	トイレ計画	「災害トイレを6,000人分が14日間確保できるよう、設計・計画すること」とありますが、常設、仮設、組立等の形態は問わず、6,000人分が14日間確保できる計画をご提案すればよいという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。提案に委ねますが、協議のうえ決定します。
89	要求水準書	41	30	(キ)	トイレ計画	「災害トイレを6,000人分が14日間確保できるよう、設計・計画すること。なお、整備は県にて実施する」とありますが、常設、仮設、組立等、トイレの形態にかかわらず、電源等の設備が必要な場合はこれも含め、整備費用は、全て貴県が負担されるもので、当該整備は建設業務の範囲外という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。提案に委ねますが、協議のうえ決定します。
90	要求水準書	41	30	(キ)	トイレ計画	拠点運用時の災害トイレとはどのようなものですか。	マンホールトイレ、仮設トイレ及び既設便器を利用し凝固剤や吸水シートで排泄物を固めて処理する袋タイプの簡易トイレ等が挙げられます。
91	要求水準書	41	30	(キ)	トイレ計画	「災害トイレを確保できるよう設計・計画する」とありますが、確保するのは拠点運用時に災害トイレを設置するスペースということでしょうか。	お見込みのとおりです。既設便器を災害用として処理しきれない場合、マンホールトイレ等の災害トイレ設置スペースを確保できるよう設計・計画してください。
92	要求水準書	41	29	(キ)	トイレ計画	災害トイレ6,000人分を14日間確保とありますが、設置想定場所と対象者をを教授願います。	配置計画は提案に委ねますが、防災拠点の機能を阻害しない場所に配置する計画としてください。なお、対象者は拠点内で活動する要員です。
93	要求水準書	42	18	(コ)	駐車場計画	大規模災害が発生した際の、駐車場の施設利用者の駐車車両の扱いについて、ご教示願います。拠点運用のため移動させる場合、どこに移動させるのでしょうか。また、施設利用者が帰宅困難者になった場合、自車内待機を容認するのでしょうか。	駐車車両については、拠点運用に切り替える必要があるため、拠点運用に支障のないエリアに移動していただく必要があります。また、自動車待機の利用者対応については、施設管理者として、混乱が収まり安全に帰宅できることを確認してから利用者を帰宅させるようお願いいたします。
94	要求水準書	42	32	(コ)	駐車場計画	供用開始後の豊山町タウンバス停留所の位置は提案すればよろしいでしょうか。	提案は必要ですが、豊山町やタウンバス運行事業者等との協議や豊山町地域公共交通会議に諮ったうえで、停留所の位置が決定されます。
95	要求水準書	42	32	(コ)	駐車場計画	供用開始後の豊山町タウンバス停留所の位置について、条件がありましたらご提示願います。	愛知県基幹的広域防災拠点整備による利用形態の変化と、拠点南側の町民利用を考慮した配置の検討が必要です。なお、豊山町やタウンバス運行事業者等との協議や豊山町地域公共交通会議に諮ったうえで、停留所の位置が決定されます。
96	要求水準書	42	21	(コ)	駐車場計画	「需要を予測」し、「適切に設定」とありますが、予測するための基準が不明です。エリア毎の想定台数と車両の仕様(サイズ・重量)を教示願います。	事業者において公園の規模、使い方、利用者想定から最適な駐車台数を算出してください。
97	要求水準書	43	12	(サ)	公園との境界	求められる「公園利用者の消防学校への視認性」とはどのようなものなのでしょうか。	公園利用者が、消防学校の教育訓練を容易に見ることができるようにより、以下を期待するものです。 ①県民の消防行政への興味関心・親しみの醸成、②「見られている」ことによる緊張感ある訓練の実施

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
98	要求水準書	44	11	(ウ)-a	耐震性能	管理・教育棟及び教育棟は「免震構造」とありますが、免震構造の構造設計の計算ルートは告示免震又は大臣認定(時刻歴応答解析)のどちらでも可と考えてよろしいでしょうか。 また、告示免震とした場合、時刻歴応答解析による長周期地震動に関する検討等は特に行わなくてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
99	要求水準書	45	28	e環境負荷低減への寄与	CASBEEあいち	CASBEEあいちにおけるAランク以上を取得することとありますが、対象エリアの設定についてご教授願います。(全体としてなのか、エリアごとなのか)	事業範囲全体にてお考え下さい。参考として、 <a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/shoenehou_qa04.pdf">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/shoenehou_qa04.pdf</a> をご確認ください。
100	要求水準書	47	27	(エ)	神明公園エリア	「プレイロットについては代替機能を整備」とありますが、当該整備は、建設業務の範囲外という理解でよろしいでしょうか。	設計業務が対象となり、建設は愛知県が実施します。
101	要求水準書	47	27	(エ)	神明公園エリア	「プレイロットについては代替機能を整備」とありますが、遊具等の設置が必要でしょうか。必要な場合、拠点運用時に残置されても構わないという理解でよろしいでしょうか。	神明公園の機能回復が必要となるため遊具等の設置が必要です。 ただし、拠点運用時の支援部隊エリアの支障とならない場所に計画する必要があります。
102	要求水準書	48	17	(イ)	防災公園西側エリア	物資運用PTとはどのようなものかご教授ください。	南海トラフ地震等の大規模災害時において、災害応急対策時における被災者の救助及び市町村の避難所運営支援に係る物資の確保、配分及び配送を担うプロジェクトチームを指します。
103	要求水準書	48	17	(イ)	防災公園西側エリア	拠点運用者が物資運用PTを設置するために求める条件をご教授ください。	第3非常配備が発令された場合、プロジェクトチームを設置することとなります。チームの編成規模については、被災状況等によります。施設に求める条件については、自治センター地下2階に設置される「緊急物資チーム(約50名)」と同等の機能を有する施設として使用できるようにするとともに、インターネットによるシステムを利用することから、無線による光回線を設置することとしています。また、管理諸室内活動スペースの他、休息スペースも確保してください。
104	要求水準書	49	3	(イ)	<屋外の広域物資輸送拠点として活用する際の共通要求事項>	「物資テントについては・・・選定すること」とありますが、物資テントの調達は、事業者の業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。仮に業務範囲の場合は、仕様と数量をご提示願います。	業務範囲外です。
105	要求水準書	49	8	(イ)	<屋外の広域物資輸送拠点として活用する際の共通要求事項>	「毛布は・・・最大限対応すること」とありますが、毛布の調達は、事業者の業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。仮に業務範囲の場合は、仕様と数量をご提示願います。	業務範囲外です。
106	要求水準書	49	13	(イ)	<屋外の広域物資輸送拠点として活用する際の共通要求事項>	「フォークリフト等の各種資機材を整備すること」とありますが、各種資機材については、5-1設備、什器・備品リスト記載のもののみを整備すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
107	要求水準書	49	13	(イ)	<屋外の広域物資輸送拠点として活用する際の共通要求事項>	「フォークリフト等の各種資機材を整備すること」とありますが、フォークリフトの法定点検は、労働安全衛生規則に従い、貴県が自ら行うもので、事業者の業務範囲には含まれないと考えてよろしいでしょうか。	フォークリフト法定点検等の維持管理については、事業者の業務範囲に含まれます。
108	要求水準書	49	29	(ウ)	ベースキャンプ機能	「杭打ちが可能となるように」とありますが、テント用のペグが20cmほど刺せればよろしいですか。	テント設営時にペグでテントが固定できるようにしてください。
109	要求水準書	49	10		屋外の広域物資輸送拠点として活用する際の共通要求事項	広域物資拠点の屋外(毛布専用ゾーン)とありますが、毛布専用ゾーンのイメージが掴めませんので、ご教示ください。	守秘義務資料において広域物資拠点の各施設運用イメージを示しています。
110	要求水準書	50	-	図表4-12	自衛隊ベースキャンプ	図表4-12において自衛隊ベースキャンプの必要面積の根拠のその他の欄に『給油施設等』の記載がありますが、防災公園(東側)エリアについての要求事項には記載がありません。給油施設については消防学校エリアに設置と記載があり、自衛隊ベースキャンプの『給油施設等』は移動式給油所として利用するスペース確保ととらえ、給油施設は不要と考えてよろしいでしょうか。給油設備が必要な場合はその必要容量を提示願います。	自衛隊ベースキャンプエリアにおける給油施設等については、自衛隊が持参する燃料及び補給資機材等の保管を想定していますので、自衛隊ベースキャンプエリアとして要求水準書に示したとおり、約4.3haのオープンスペースを確保してください。
111	要求水準書	52	20	b	拠点運用時における機能及び性能に関する事項	県自治センターの代替機能確保のための防災無線用アンテナに対する要件(高さ、荷重を含む)はないと考えてよろしいでしょうか。	現在、県にて設計中であるため、特定事業契約後、事業者にて成果品をお渡しします。なお、現段階で想定している衛星系アンテナ要件は次の通りです。 直径1.2m、重量63kg(設計中のため要件を変更する場合あり。)
112	要求水準書	52	22	b	拠点運用時の機能・性能	約500人が活動及び日常生活として使う電気が必要な機器の種類、数量、使用時間、使用時間帯をご教授ください。	オフィスワークを含め通常事務業務と同様の電力量を確保してください。使用時間帯は24時間、最低7日間の電源確保をお願いします。なお、機器の種類については派遣される部隊の機材によりますが、要求水準書P.53 図表4-14に示す各諸室については別途、プリンター機器2台程度稼働を見込みます。また、大教室は自治センター災害情報センターの代替機能を確保してください。
113	要求水準書	52	26	b	拠点運用時の機能・性能	「活動場所から外部(屋上等)までの電源」とはどのようなものでしょうか。	自衛隊やDMAT等が持ち込む衛星通信設備の空中線(アンテナ)を設置するため、活動場所から外部(屋上等)までの電源(AC100V)を確保することとしています。詳細は特定事業契約締結後、お示しします。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
114	要求水準書	52	28	b	拠点運用時における機能及び性能に関する事項	「管理・教育棟、宿泊棟、教育棟、屋内運動施設間で通信ネットワークを整備し」とありますが、無線・有線の是非、通信速度、容量 等、詳細要件をご提示願います。	要求水準書電気設備における情報通信設備に記載のとおりです。特に教育棟については、デジタルサイネージの活用を想定するため、安定的な電波環境を構築できない場合は、教育棟専用の公衆無線LAN等の対策を講じることとしていますが、詳細は提案に委ねます。
115	要求水準書	52	28	b	拠点運用時における機能及び性能に関する事項	「管理・教育棟、宿泊棟、教育棟、屋内運動施設間で通信ネットワークを整備し」とありますが、貴県が別途整備される「次世代高度情報通信ネットワーク」との工事区分・連携についてご教示願います。	県が実施する次世代高度情報通信ネットワーク整備との工事区分・連携については、大教室等への導入機器等関連設備及び配線等となります。ただし、講義用等のために平常運用時使用するPC、複合機、電話機、モニタ類は本事業の対象となります。
116	要求水準書	52	30	b	拠点運用時における機能及び性能に関する事項	「防災拠点と災害情報センター室とも通信を確保すること」とありますが、「災害情報センター室」は、県自治センター6階に常設されている同室を指すと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
117	要求水準書	52	-	(ア)	管理・教育棟拠点運用時	県自治センター(基幹的広域防災拠点部分)対応の大教室等への導入機器等関連設備及び配線等は別途と考えてよろしいでしょうか。工事区分をご教示ください。また、上記の機能対応で必要となる電源容量をご教示ください。	・大教室等への導入機器等関連設備及び配線等は次世代高度情報通信ネットワーク整備の工事区分において県が実施する予定です。ただし、講義用等のために平常運用時使用するPC、複合機、電話機、モニタ類は本事業の対象となります。 ・電源容量は約20KVAを見込んでおります。
118	要求水準書	52	-	(ア)	管理・教育棟拠点運用時	県自治センター(基幹的広域防災拠点部分)対応の大教室等への導入機器等関連設備及び配線等への機能対応で必要となる電源容量をご教示ください。	・電源容量は約20KVAを見込んでいます。
119	要求水準書	53	-	c	諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項 小会議室の使用人数	拠点運用時において小会議室5室の利用に対して、TEC-FORCE(約40人使用)、公共機関連絡員詰所(約80人使用×2室)、国県連絡新スペース(約40人)と計4室が必要とありますが、公共機関連絡員詰所に関して合計人数の約160人に対し約55人使用を3室利用とすることでもよろしいでしょうか。	要員の割振りについては今後精査していきますが、拠点運用時における消防学校諸室は、原則全ての部屋を使用することを見込んでいます。
120	要求水準書	54	1	(イ)	宿泊棟	ホール、寮室の運用は土足前提でしょうか、上履き前提でしょうか。備品リストに下足箱がありません。ご教授願います。	土足または上履きについては、提案・協議によります。 なお、現在の県消防学校では、管理教育棟及び宿泊棟は上履きです。
121	要求水準書	55	14	b	拠点運用時における機能及び性能に関する事項	拠点運用時に拠点活用要員の宿泊者をカバーする350人以上の休息・宿泊施設とした場合、そこに住んでいた学生はどこに移るのでしょうか。また、居室の荷物はどうなるのでしょうか。	消防学校の学生については、拠点運用時は元所属に戻ることを予定しています。居室の荷物も同様です。
122	要求水準書	59	21	(ウ)-b	教育棟	「DMAT 等が持ち込む衛星通信設備の空中線(アンテナ)」とありますが、必要となる電源仕様と電源容量をご教示ください。	単相AC100V、周波数50/60Hzを想定しています。電源容量の詳細は特定事業契約締結後、お示しします。
123	要求水準書	59	25	(ウ)-b	教育棟	DMATが活用する医療機器用の整流された7日間以上の電源確保について、具体的な電源仕様と電源容量をご教示ください。同様に空中線で必要となる電源仕様と電源容量をご教示ください。	過去の大規模災害において、SCUでは生体情報モニター、人工呼吸器や超音波診断装置(エコー)等の医療機器を活用した事例があり、本県においても南海トラフ地震のような大規模災害時において同様の医療機器を使用することが想定されます。なお、空中線についてはNo.122のとおりです。
124	要求水準書	59	15	b	拠点運用時における機能及び性能に関する事項	200床分のスペースを確保することとありますが、簡易ベッドは必要ないでしょうか。	SCU運用における必要資機材は、別途県担当局が設置します。
125	要求水準書	60		c	諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項	「研修・訓練スペース」「防災学習・多目的スペース」「事務室」において「ネット環境を用意すること」とありますが、これは、52頁記載の「管理・教育棟、宿泊棟、教育棟、屋内運動施設間で通信ネットワークを整備し」と同義と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
126	要求水準書	60		c	諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項	「研修・訓練スペース」「防災学習・多目的スペース」において、プロジェクター、デジタルサーネージ、タブレット端末等のIT関連機器が要求されておりますが、これらは、技術革新のスピードが早く、陳腐化リスクの高いものですので、事業者が行う保守管理業務の対象から外していただけませんか。若しくは、事業期間中のスペックアップ等の変更を伴う追加費用は、貴県がご負担いただけますでしょうか。	対象から外しません。なお、県は、必要と判断した場合は、自らの責任及び費用負担により本施設に係る追加投資を行うことを想定しています。
127	要求水準書	63		c	諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項	実火災訓練室1階－平常運用時に記載の『煙の中世帯』及び『戦術外放水』についてご教示ください。	「煙の中世帯」: 炎の熱により上昇した煙と、外から流入した新鮮な空気が混ざり合う境目 「戦術外放水」: 消火戦術を遵守しない放水
128	要求水準書	64	4		医療廃棄物の有無について	拠点運用時に設置予定とされるSCU等から医療廃棄物が排出されると考えられますが、これらについては、事業者にて処分するという考え方で良いですか。	拠点運用時におけるSCU等が排出する医療廃棄物については維持管理業務の対象外です。
129	要求水準書	64		c	諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項	実火災訓練監視室1階－平常運用時に記載の無線カメラについて、独立したカメラシステムを整備するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
130	要求水準書	64		c	諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項	実火災訓練監視室1階－平常運用時に記載の無線カメラについて、常時録画ではなく訓練の様子のみを録画するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
131	要求水準書	64		c	諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項	実火災訓練監視室1階－平常運用時に記載の無線カメラについて、レコーダーの容量に想定があればご教示ください。	特にありません。
132	要求水準書	64		c	諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項	実火災訓練監視室1階－平常運用時に記載の無線カメラについて、モニター監視は必要でしょうか。必要であればモニター設置場所をご教示ください。	実火災訓練監視室内にモニター監視が必要です。
133	要求水準書	68	2	(キ)-a	街区消火訓練場	「可動式模擬家屋9棟」、とありますが「建築基本構想」P51には備品扱いと記載されております。守秘義務資料「5-1_設備、什器・備品リスト」には可動式模擬家屋の記載がありません。施設整備対象でしょうか、別途でしょうか。	守秘義務対象資料「6-12_街区消火訓練場について」をご確認ください。
134	要求水準書	68	2	(キ)-a	街区消火訓練場	舗装の仕様が不明です。ご教示願います。	街区消火訓練場は屋外訓練場の上に設置します。屋外訓練場の舗装につきましては、要求水準書を確認ください。
135	要求水準書	69	2	(ク)-a	水難救助訓練場	更衣室、シャワーについて、「集団で利用する学生用」とありますが対応する人数、男女比をご教示願います	男:女=9:1と見込んでいます。
136	要求水準書	69	8	(ク)-a	水難救助訓練場	水難救助訓練場について、守秘義務資料「建築基本構想」以外に貴県で想定されている仕様や参考図面等がございましたらご提示願います。	要求水準書及び守秘義務資料を確認ください。
137	要求水準書	69	24	(ク)-a	水難救助訓練場	「開放することができるものとする」とありますが、事業者が第三者へ貸出し利用料金を徴収する事業や、事業者が自らイベント等で利用し事業を行うことは可能という理解でよろしいでしょうか。また、この場合の事業内容は、防災ビジネス等やスポーツ等各種イベント以外の事業も提案により実施可能という理解でよろしいでしょうか。(震災訓練場及び土砂災害訓練場についても同様の質問となります)	お見込みのとおりです。
138	4-4建築基本構想	69	28	(ケ)-a	震災訓練場	震災訓練場の災害救助訓練ユニット及び組み合わせについて、守秘義務資料「建築基本構想」以外に貴県で想定されている仕様や参考図面等がございましたらご提示願います。	要求水準書及び守秘義務資料を確認ください。
139	要求水準書	69	22	(ク)		消防学校エリアにおいて、「消防職員等の消防教育及び県内消防本部の消防部隊等の教養訓練で使用しない場合に限り、消防学校と調整の上、開放することができるものとする」と記載のある施設に関して、消防学校と調整の上、事業者が一般利用者に向けて収益事業を開催することは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
140	要求水準書	69	22	(ク) a	平常運用時における機能及び性能に関する事項	消防部隊等の教養訓練で使用しない場合に限り、消防学校と調整の上、開放することができると思いますが、地域住民を対象にプールとして開放できるのでしょうか。3m、5mと水深が深いプールも開放可能でしょうか。また、開放する場合は監視員の配置義務はありますでしょうか。	事業者自らの責任において、安全配慮義務を行った上で、水難救助訓練施設の開放は可能です。
141	4-4建築基本構想	70	7	(コ)-a	土砂災害訓練場	土砂災害訓練場で実施させる各種訓練について、守秘義務資料「建築基本構想」以外に貴県で想定されている施設仕様や参考図面等がございましたらご提示願います。	要求水準書及び守秘義務資料を確認ください。
142	要求水準書	70	19	(サ)-a	200mトラック	200mトラックのレーン数をご教示願います。	提案・協議により決めていきます。
143	要求水準書	70	19	(サ)-a	200mトラック	ゴムチップウレタン舗装は、インフィールド及びアウトフィールドの両フィールドで舗装を要しますでしょうか。	ゴムチップウレタン舗装はトラック部分のみの舗装を求めます。
144	要求水準書	71	18	(サ)-b	屋外訓練場	拠点運用時は「大型車両(約400台)の一時集結場所」の機能を果たす、とありますが、大型車両のサイズ・重量をご教示願います。	緊急消防援助隊 救助工作車相当を参考としてください。
145	要求水準書	71	20	(シ)	自家給油施設	給油施設に屋根の記載がありませんが、不要としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
146	要求水準書	71	31	(シ)	自家給油施設	「移動式給油所等の活用」とありますが、タンクローリーのスペースを想定すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
147	要求水準書	71	-	(サ)-a	屋外訓練場	訓練施設周辺はコンクリート舗装との記載がありますが、範囲についてご教授ください。	水難救助訓練施設を除く訓練施設は、周囲を幅20mのコンクリート舗装で囲んでください(物理的に不可能な箇所は除く)。
148	要求水準書	72			屋内運動施設について	施設は完全な屋内施設と考えていいでしょうか。	拠点運用時、平常運用時ともに要求水準書で示す水準を要件としています。
149	要求水準書	72			屋内運動施設について	床はコンクリートのスラブとする必要はありますか。	要求水準書を満足する限り、事業者の提案に委ねるものとします。
150	要求水準書	72	7	(ス)-a	屋内運動施設	「公式室内テニスコートの仕様」とありますが、テニスコートとしての利用する場合、サーフェイスの候補としてクレイ、ハード、砂入り人工芝のいずれかが考えられます。指定がありましたら、ご教示願います。	要求水準書で示す通り、フォークリフトが利用できるように屋内運動施設の床の強度を十分なものとし、床が毀損しないよう配慮してください。
151	要求水準書	72	7	(ス)-a	屋内運動施設	テニス以外の種目にも対応できる仕様にすることは可能でしょうか。	可能ですが、防災拠点の機能を阻害しないこと及び屋内運動施設はフォークリフトが利用できるように屋内運動施設の床の強度を十分なものとし、床が毀損しないよう配慮してください。
152	要求水準書	72	7	(ス)-a	屋内運動施設	「公式室内テニスコート」とありますが、客席数に指定がありましたら、ご教示願います。	拠点運用時において防災拠点の機能を阻害しないこととし、指定はありません。
153	要求水準書	72	7	(ス)防災公園(西側)エリア:屋内運動施設	テニスコートとしての利用	屋内運動施設に対して『テニスコートとして利用する場合、公式室内コートの仕様とする。照明装置は公式戦が開催できる照度を確保する』とありますが、どのレベルの公式戦に対応した仕様にするかまでの指定及び対象とする面数の指定はなく、事業者提案と考えてよろしかったでしょうか。指定があれば提示願います。	お見込みのとおり事業者提案に委ねます。拠点運用時における防災拠点の機能を阻害しない範囲であれば可能です。
154	要求水準書	72	5	(ス) a	平常運用時における機能及び性能に関する事項	県民用の食料等を備蓄可能な倉庫も確保することとありますが、食料等は誰が用意するのでしょうか。	県民用の備蓄物資については、県で用意します。
155	要求水準書	75	10	(ソ)-a	防災公園(西側)	人工芝のグラウンドでの防災イベント開催予定と確認できますが、人工芝は可燃性があるため、消火器の実演をする際、実際の火のは危険なので、使用しないという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に示す仕様としてください。火を用いた消火器の実演は想定していません。



愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
156	要求水準書	75	19	(ソ)-b	広場(人工芝)	トラックの「走行にも耐えられる舗装構成」とありますが、想定車両のサイズ・重量をご教授願います	要求水準書に示すとおり、物資トラックは12mトラック(大型、両ウイング車(天井一体型))を想定しています。
157	要求水準書	76	7	エ(チ)	公園管理事務所	拠点運用時に更衣室を利用する支援要員の人数をご教示ください。	拠点運用時において公園管理事務所更衣室を利用する人数想定はありません。
158	要求水準書	76	14	エ(チ)	公園管理事務所	公園管理事務所のシャワースペースは拠点運用時に支援要員のシャワーとして利用できることとありますが、想定されているシャワーの台数をご教示ください。	拠点運用時における支援要員用のシャワー台数想定はありません。
159	要求水準書	76	7	エ(チ)	公園管理事務所	公園管理事務所の2階建てで延べ床面積700㎡以上とありますが、事務所、倉庫、シャワースペース、更衣室のそれぞれの想定面積をご教示ください。	要求水準書を満足する限り、事業者の提案によるものであるため、県による公園管理事務所各諸室の想定面積はありません。
160	要求水準書	77	1	(ツ)	防災公園(東側エリア):多目的広場(野球場)	「豊山グラウンドと同等」とありますが図面等仕様がわかる資料をご提供いただけますでしょうか?	防災危機管理課防災拠点推進室のwebページにて公表します。
161	要求水準書	77	1	(ツ)	防災公園(東側エリア):多目的広場(野球場)	バックネットフェンスはVORTACが発する電波へ影響しないと考えてよろしいでしょうか?	野球場、サッカー場のスタンドやバックネットフェンスは、その高さ、大きさ、素材により、電波伝搬に影響を与えることがあります。ただし、防球ネットは、その素材から影響は少ないと考えられます。なお、ナイター照明等細長い支柱等は電波伝搬への影響は極めて少ないと考えています。ただし、基本設計完了時・実施設計完了時及び仮設計画時に国土交通省大阪航空局が電波障害シミュレーションを行った結果、誤差の限界値「3°」を超えることが確認された場合、国土交通省大阪航空局より設計、計画の修正を求められる可能性があります。
162	要求水準書	77	1	(ツ)(テ)		平常運用時における野球場・サッカー場の機能及び性能について、より稼働率が見込めるフットサルコート等新たな提案は可能でしょうか。	要求水準書で示す施設に加え、拠点運用時における防災拠点の機能を阻害しない範囲で新たにご提案いただくことは可能です。
163	要求水準書	81		ウ	電気設備	蓄電池の更新は、大規模修繕として貴県でご負担いただけると考えてよろしいでしょうか。	要求水準を満足する限り、1件あたり250万円を超過し、県と協議の上、県が承認した場合は県が負担します。
164	要求水準書	81		ウ	電気設備	情報通信設備の配線について、ケーブルの更新は、大規模修繕として貴県でご負担いただけると考えてよろしいでしょうか。	県が調達するケーブルの更新は県が負担いたします。事業者が調達するケーブルについて、要求水準を満足する限り、1件あたり250万円を超過し、県と協議の上、県が承認した場合は県が負担します。
165	要求水準書	81	-	ウ	電気設備	訓練用で設置される消防用設備、防災設備への供給電力は、法定の非常電源、予備電源ではなく、商用電力としてもよろしいでしょうか。	訓練用で設置される消防用設備、防災設備について、拠点運用時に使用を想定する場合は、法定の非常電源、予備電源での供給を想定してください。
166	要求水準書	81	-	ウ	自家発電設備	防災拠点機能のため、管理・教育棟、屋内運動施設、教育棟のうち必要となる対象負荷を協議のうえ決定して、発電設備の能力を決定していく理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
167	要求水準書	81	15	-	その他発電・給電設備	ソーラーパネルの供給電力は平時運用時の想定使用電力から試算とありますが、平常運用時の想定使用電力に対する供給電力の割合を事業者で想定すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
168	要求水準書	81	32	-	情報通信設備	主要室にLANを整備する場合、配線及び機器も本事業に含み事業者で整備するとの考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
169	要求水準書	81	36	-	〃	県のイントラネットの整備は事業の範囲外と考えるとよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
170	要求水準書	82	-	ウ	電気設備	「・管理・教育棟職員室にメインの放送設備を設置」とありますが、自火報設備や警報設備関連を集約設置し管理する場所は、放送設備にならない管理・教育棟職員室と考えるとよろしいでしょうか。	設置場所は提案に委ねます。
171	要求水準書	82		ウ	電気設備	監視カメラ設備について、128頁_26行目(ウ)にも監視カメラの設置について記載されていますが、記載を分けられた理由をご教示ください。	機械警備と防災拠点全体の運用状況把握という目的が異なるため、記載を分けています。
172	要求水準書	82		ウ	電気設備	監視カメラ設備について、128頁_26行目(ウ)にも記載されていますが、それぞれ独立した監視カメラシステムを整備しなければならないという理解でよろしいでしょうか。	要求水準を満足する限り、必ずしも独立した監視カメラシステムでなくてもよいですが、汎用品を使用するなど事業期間終了後も使用可能なシステムとして下さい。
173	要求水準書	82		ウ	電気設備	監視カメラ設備の要求水準では録画機能の指定のみで、カメラ種類や撮影範囲、画面解像度についての記述がありませんが、この要素の要求はなく、個々で提案する内容との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準を満足する限りとなります。
174	要求水準書	83	14	(イ)防災公園・神明公園エリアに関する留意事項	自家発電からの給電	防災公園、神明公園エリアにおいて、『計画地内の自家発電から給電できるように、回路を設けておくように検討する』とありますが、『計画地内』とは消防学校エリア、防災公園(東側)エリア、防災公園(西側)エリア、神明公園エリア各々を指し、①各エリアごとに自家発電を計画するということか。もしくは②4つの全エリアを計画地内ととらえ、消防学校エリアに設置する自家発電設備から防災公園、神明公園エリアに対して給電するというものか。基本的な考えについてご教授願います。	②を想定しています。ランニングコストも考慮した上で最適な給電計画を提案してください。
175	要求水準書	83	14	(イ)防災公園・神明公園エリアに関する留意事項	自家発電からの給電	自家発電設備については消防学校エリアへの設置について要求事項が示されていますが、他のエリアに対しては記載されていません。本計画の4つのエリアの敷地の単位の考え方にもよりますが、各々のエリアごとに受電しているエリア(敷地)に対して、他のエリア(敷地)への自家発電の給電の可否について、関係機関と事前協議がなされていましてその取扱いについてご教授願います。	消防学校エリアに自家発電設備を設置し、計画地内各施設へ給電することを想定しています。関係機関への事前協議は行っておりません。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
176	要求水準書	83		ウ	電気設備	防犯・入退室管理設備の要求水準では、照合方法に指定がありませんが、個々で提案する内容との認識でよろしいでしょうか。また、入退室管理対象として、社員、職員、学生、業者、来客(一般)以外にありますでしょうか。	事業者の提案に委ねます。想定する入退室管理対象は質問以外にありません。
177	要求水準書	84	3	b	照明計画	大山川洪水調節池及び雨水調整池に関する資料がありましたらご提示いただけませんかでしょうか。	現在、県にて設計中であるため、特定事業契約後、事業者にご成果品をお渡しします。
178	要求水準書	84		エ	機械設備	自動体外除細動器(AED)は、薬機法の規制で、その販売及び貸与並びに修理には同法の許可が必要となります。SPCはその性格から、当該許可を取得することは困難なため、自動体外除細動器(AED)の調達及び維持管理は、業務範囲から外していただけないでしょうか。若しくは、貴県ではなくSPCがこれを所有又は貸借、或いは運営企業がこれを所有又は貸借することを容認いただけませんかでしょうか。	AEDの調達及び維持管理は、事業者の業務範囲となり、原則リースは不可とします。本事業におけるAEDの調達及び県への引渡しは薬機法の許可が必要とならないことを想定しています。
179	要求水準書	84		エ	機械設備	自動体外除細動器について、民間が所有するAEDをレンタル方式で設置することは可能でしょうか。	AEDの調達及び維持管理は、事業者の業務範囲となり、原則リースは不可とします。本事業におけるAEDの調達及び県への引渡しは薬機法の許可が必要とならないことを想定しています。
180	要求水準書	85	-	オ	給排水設備	給水に関して各所で必要となる給水量、給水圧力の指定条件をご教示ください。特別な水量と圧力が必要な箇所をご教示ください。	特別な水量・水圧を求めるものは、消火栓のみであり、その他の施設で給水量・給水圧力の指定はありません。 【消火栓】1基あたり3000L/分の放水量、6基同時使用可能時にも1基あたり0.5Mpa以上の圧力の確保(要求水準書85頁)
181	要求水準書	86	31		主防災監視装置の有人監視について	管理・教育棟の職員室にある主防災監視装置の監視は全日、貴県で良いですか。	事業者の業務範囲となります。
182	要求水準書	87	14	ケ	水道の途絶対策設備	生活用水及びシャワー等の水は、プールの貯留水と放水用水槽(プール下)で確保し、これらの水は飲用可能な水質への処理は不要と理解しましたが、特に処理は不要と考えてよろしいでしょうか。また、貯留のみでポンプでの供給は不要と考えてよろしいでしょうか。	引用可能な水質処理についてはお見込みのとおりです。ライフラインが途絶した場合の対応として、貯留水から生活用水をポンプ等により供給してください。
183	要求水準書	87	14	ケ	水道の途絶対策設備	生活用水及びシャワー等の水は、プールの貯留水と放水用水槽(プール下)で確保することから、ポンプでの供給は不要と考えてよろしいでしょうか。	ライフラインが途絶した場合の対応として、貯留水から生活用水をポンプ等により供給してください。
184	要求水準書	88	11	ア設計業務b業務内容	土壌調査	事業者が提案する業務に必要な調査のうち土壌調査とありますが土地履歴調査を指すのでしょうか。	土地履歴調査は県が行うため、土壌調査は基本的にありません。
185	要求水準書	89	6	b	業務内容の詳細	「週に1回以上、県との定例会議を開催し」とありますが、137頁の「図表9-1 会議体の概要」とは異なり、「定例会議」は必要に応じて行う担当者ベースの打合せと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
186	要求水準書	89	19	b業務内容の詳細	県が行うイベントに係る資料作成	県が行う近隣説明会、現場説明会、内覧会またはオープニングイベント等に係る資料とは設計図書とは別に資料作成を行うということでしょうか。	お見込みのとおりです。
187	要求水準書	90	4	(ウ)設計業務に係る留意事項	対象範囲	計画地の一部は、計器着陸装置の建造物建設計画協議要請対象範囲に該当するとありますが対象範囲を示す書類のご提示をお願いします。	守秘義務資料において示しています。
188	要求水準書	91	8	b	業務内容	「週に1回以上、県との定例会議を開催し」とありますが、137頁の「図表9-1 会議体の概要」とは異なり、「定例会議」は必要に応じて行う担当者ベースの打合せと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
189	要求水準書	91	22	b	業務内容	近隣説明会、現場見学会は貴県にて主催すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、内容により事業者が主催者となる説明会・現場見学会等もあります。
190	5-1設備、什器・備品調達リスト	92	14	(ウ)	什器備品調達	守秘義務資料「設備、什器・備品リスト」以外の設備、什器・備品はリースが認められるということでしょうか。	原則として、守秘義務資料「設備、什器・備品リスト」の設備、什器・備品についてはリースは不可としています。要求水準書第4-2-(1)-イ-(ウ)を確認してください。
191	要求水準書	92	16	(ウ)	什器備品調達	事業計画にかかわりますので、リースによる調達協議は提案期間中に応じていただけますか。	原則リースは不可としますが、リースの調達にかかる協議を個別対話の場で行うことは可能とします。
192	要求水準書	92	17	a	基本的な考え方	「県が認めたものについては、リースによる調達も可」とありますが、リースでご提案する場合、管理運営期間にわたるリース料に相当するサービス購入料が、施設引渡しまでに全額お支払いいただけるのでしょうか。それとも、管理運営期間にわたり毎年度リース料相当額がお支払いいただけると考えてよろしいでしょうか。	原則リースは不可としますが、什器・備品のリースを提案される場合は、リース調達にかかる協議の場において品目や費用について協議を行うものとし、県が認めたものについてはリースによる調達も可とします。なお、リースによる調達を行う場合における当該費用は、サービス購入料ではなく「運営・維持管理段階における県の運営費用」に含めるものとし、その上で、県が定める費用負担総額の範囲内で費用負担額をご提案ください。
193	要求水準書	92	32	(エ)	建設業務に係る留意事項	「a申請及び手続等」が建設業務になっていますが、入札説明書89ページ4行目の設計業務の詳細にも「各種申請の実施」が書かれています。例えば通常では、建築確認申請は設計者が、88条申請(足場の設置届)は施工者が申請します。どちらが申請業務を行うかは事業者の判断でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
194	要求水準書	93	10	(エ)-d	搬入出ルート	「建設工事にあたっては、粉じんの飛散、搬入搬出車両の交通問題等、周辺環境への影響に十分留意すること」とありますが、工事車両の搬入搬出ルートの想定がありましたらご教示願います。	工事車両の搬入搬出ルートについて特に想定はありません。ただし、計画地南側の市街地内は避けてください。その他、関係諸法令を遵守してください。
195	要求水準書	93	10	(エ)-d	特筆すべき注意点	「建設工事にあたっては、粉じんの飛散、搬入搬出車両の交通問題等、周辺環境への影響に十分留意すること」とありますが、特筆すべき注意点等ありましたらご教示願います。	現時点で特筆すべき注意点はありませぬ。計画地南側の市街地があることに留意してください。その他、関係諸法令を遵守してください。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
196	要求水準書	94	18	d	引渡し	中長期修繕計画書について、事業者以外が施工する運動施設等の中長期修繕は、事業者では判断ができませんので、対象から外していただけないでしょうか。	県は、中長期修繕を想定するために、事業者以外が施工する運動施設等についても設計、工事監理業務を事業者が実施しますので、中長期修繕計画書を作成ください。
197	要求水準書	94	20	a	交付金申請関係書類の作成支援	a 交付金申請関係書類の作成支援は必ずしも建設業務に位置付けられるものではないと思しますので、建設業務にあたる企業ではない企業(統括マネジメント業務にあたる企業など)が当該業務を行っても構わないでしょうか。	構いません。
198	要求水準書	94	23	b	会計実地検査の支援	b 会計実地検査の支援は必ずしも建設業務に位置付けられるものではないと思しますので、建設業務にあたる企業ではない企業(統括マネジメント業務にあたる企業など)が当該業務を行っても構わないでしょうか。	構いません。
199	要求水準書	96	9	イ(ア)	利用料金制度案の内容	神明公園エリアに～に基づき、豊山町の条例(改正予定)とありますが、改正予定の条例をご教示ください。	改訂を予定しているのは「豊山町都市公園条例」となります。下記のURLから本条例を閲覧することができます。 <a href="https://www1.g-reiki.net/toyoyama/reiki_honbun/i536RG00000504.html">https://www1.g-reiki.net/toyoyama/reiki_honbun/i536RG00000504.html</a>
200	要求水準書	96	23	イ(ウ)	休館日及び各施設の利用時間	施設によっては休館日を設けないことも提案として可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
201	要求水準書	97	6	(2)ア	基本的な考え方	運營業務及び維持管理業務に必要な業務担当者を配置し、・・・とありますが、常駐でしょうか。それとも提案事項でしょうか。ご教示ください。	要求水準書を満足する限り、常駐の必要はありません。
202	要求水準書	97	6	(2)ア	基本的な考え方	拠点運用時は運營業務及び維持管理業務に従事する担当者に平常時と比べて時間的拘束が強いられることが想定されます。その場合、貴県による追加の費用負担を協議できますでしょうか。	拠点運用時における維持管理業務の実施に係る県の費用負担については、特定事業契約書(案)第74条及び別紙6に記載しています。
203	要求水準書	97	31	(3)イ	業務の詳細	施設の予約については、県の施設予約システム(ネットあいち施設予約システム)を利用することも可能である。とありますが、利用料は無料との理解でよろしいでしょうか。	県の施設予約システムを利用する場合の初期設定費用及びサービス利用料は事業者負担を想定しています。なお、費用については、使用する施設の規模や数によって変動します。
204	要求水準書	97	30	(3)-イ		県の予約システムを利用することも可能とありますが、利用する場合にかかる費用をご教示願います。	県の施設予約システムを利用する場合の初期設定費用及びサービス利用料は事業者負担を想定しています。なお、費用については、使用する施設の規模や数によって変動します。
205	要求水準書	98	5	イ	業務の詳細	「一般利用日」の定義をお示しください。	行政機関の休日に関する法律第1条に基づく休日以外の日を指します。
206	要求水準書	103		図表6-1	運營業務の構成と対象施設の関係	公園エリアの広場及びふれあい広場の人工芝について、その張替えは、大規模修繕として貴県に負担いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	要求水準を満足する限り、1件あたり250万円を超過し、県と協議の上、県が承認した場合は県が負担します。
207	要求水準書	103		6-1	運營業務の構成と対象施設の関係	駐車場の有料提案は可能でしょうか。	駐車場の有料化は想定していませんが、県協議によります。ただし、神明公園エリア駐車場は現駐車場機能を代替させる必要があります。
208	要求水準書	105	14	ウ	利用料金設定の考え方	「県主催事業においては、県は施設を無料で使用する」とありますが、利用収入想定のため、想定される県主催事業の実施件数、実施時期、概要・規模をご教示願います。	現時点で想定している県主催事業は以下のとおりです。 ・県総合防災訓練:例年9月上旬頃実施 来場者数約3,000人 ・防災フェスタ:例年11月頃実施 来場者数約3,000人 ・県消防操法大会:例年7月末頃実施 来場者約3,000人
209	要求水準書	105	26	カ	連絡調整対応	先日公開された要求水準書(案)で、当該項目に「運営総括責任者、各運營業務責任者」という文言がりましたが、要求水準書では「運營業務責任者等」に変わっていました。運營業務責任者は1名配置すれば足りるのであり、各運營業務毎に1名の配置する必要はないのでしょうか	お見込みのとおりです。
210	要求水準書	106	18	(1)-イ	県の施設予約システム	県の施設予約システム(ネットあいち施設予約システム)を利用する場合、事業者は無償で利用可能という理解でよろしいでしょうか。	県の施設予約システムを利用する場合の初期設定費用及びサービス利用料は事業者負担を想定しています。費用については、使用する施設の規模や数によって変動します。
211	要求水準書	106	4	キ	拠点運用時の拠点運用支援の考え方	「災害発生直後は、県が防災拠点として使用できるよう、遅滞なく拠点運用モードへの切り替えを行えるよう支援すること」とあるが、拠点運用モードへの切り替えの貴県からの指示は発災後どのタイミングとなるか、また指示を受けてからどの程度の時間でモード切替を行う必要があるか想定があればご教示ください。	守秘義務資料の追加資料で示します。
212	要求水準書	108	28	a	厨房設備、什器・備品	想定されている厨房機器リストをご開示ください。	事業者の提案に委ねます。
213	要求水準書	109	1	(6)イ	食堂利用者	食堂運營業務に関して、学生等との動線を分けることを前提とし、学生等の利用が少なくない場合でも一般利用者の利用を認めていただくことも可能でしょうか。	学生等との動線の隔離が可能であれば、一般利用者の利用を認めます。ただし、食堂の定員を変更しない場合、学生等の利用が少なくない場合には、同時刻での動線の隔離は困難であると考えます。
214	要求水準書	109	1	(6)イ	光熱水費	食堂運営にかかる光熱水費、通信費は事業者が負担する。とありますが、食堂以外のすべての施設の光熱水費、通信費は貴県が負担するという理解でよろしいでしょうか。	消防学校運営に係る光熱水費については、食堂運営に係る光熱水費を除き、県で負担します。
215	要求水準書	109	16	(ア)-e		食堂運営にかかる光熱水費、通信費は事業者が負担するとありますが、公園管理事務所や屋内運動施設等食堂運営以外にかかる光熱水費の負担の考え方についてご教示願います。	消防学校運営に係る光熱水費については、食堂運営に係る光熱水費を除き、県で負担します。その他公園施設運営に係る光熱水費は事業者負担を想定しています。
216	要求水準書	110	23	c	「別添食堂利用等について」	「別添食堂利用等について」の内容をご開示ください。	守秘義務資料です。入札説明書を確認の上、配布を申し込んでください。
217	要求水準書	110	23	c	献立及び価格	食単価について現状消防学校の設定があればご教授ください。	守秘義務資料に記載しています。入札説明書を確認の上、配布を申し込んでください。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
218	要求水準書	110	26	c	献立及び価格	現状の栄養条件があればご教授ください。	守秘義務資料に記載しています。入札説明書を確認の上、配布を申し込んでください。
219	要求水準書	110	22	(ウ)-c	献立の伝達	「各週の献立は3週間前には提示すること」とありますが、同ページ15行目では「県は2週間前までに事業者に献立を伝達する」と記載があることから、3週間前の献立提示は無理のように思いますが、どのように理解すればよろしいでしょうか。	事業者は3週間前までに県に献立を示し、その内容を見て、県が2週間前までに事業者に献立(メニュー・数量)を伝達します。
220	要求水準書	110	2	(6)ウ	運営条件	朝食、夕食は最大350食、昼食は最大400食提供する。とありますが、提供数は毎年度ごとの協議により決定され、日々変動しないという理解でよろしいでしょうか。	提供数は年度ごとの協議により決定します。学生の食堂での喫食は義務であるため、原則は日々の変動するものではありません。ただし、教育科目(初任科、警防科、予防科)の状況、学生が一斉に帰宅する日の夕食は提供しないこと、体調不良者の発生等、日々変動する要因もあります。
221	要求水準書	110	2	(6)ウ	運営条件	学生等の食堂営業時間の食堂での喫食は義務であり、外食や仕出し等は無いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、行事等により、例外的に外食を行うこともあります。
222	要求水準書	110	14	C	キャンセル料	県が2週間前に事業者に献立を伝えるとあるが、注文する献立数量の内訳が提出されるということによるのか？また、注文後キャンセルが発生することも考えられるが、キャンセル規定は事業者が独自に設定してもよろしいか？	学生発注分につきましては、2週間前までに事業者に献立を伝え、注文数を提出します。キャンセルの取扱いは、今後協議とします。
223	要求水準書	110	26	(ウ)-d	食数変動	正確な事業計画を検討するために、過年度の消防学校の年間喫食実績や学生数、本事業の消防エリアの日あたり予定学生数を概数で結構ですでお示しいただけますでしょうか。	年度ごとに作成している県喫食数の見込みは以下のとおりですが、実績確定値は集計していません。R4:約78,000食、R3:約80,000食、R2:約86,000食。今後は名古屋市との共同設置、実践的な専科教育の追加等により、学生数が増加すると見込んでおり、想定カリキュラム及び入校想定数により、基準を設定しています。初任科:最小153人～最大324人、その他専科:約50人～約100人
224	要求水準書	111	2	e	料金徴収	喫食代は県が徴収し、事業者に一括で支払うとありますが支払い方法についてご教授ください。(例)四半期ごとの実績徴収額 等	今後の協議とします。
225	要求水準書	111	13	h	その他	食堂従業員が敷地内駐車場を利用する際、使用料等の発生の有無をご教授ください。	駐車場使用料の発生は想定していません。
226	要求水準書	111	13	h	その他	食堂運営業務に対しての施設使用料の有無をご教授ください。	食堂運営のための施設使用料徴収は想定していません。
227	要求水準書	111	3	(6)ウ	料金徴収	学生等が支払う喫食代の徴収リスクは貴県のリスクとの理解でよろしいでしょうか。	学生等が支払う喫食代は県が徴収し、事業者に一括して支払います。
228	要求水準書	111	17	(6)ウ	その他	消防学校宿泊棟において、一般開放による有料の宿泊事業を行うことは認めない。とありますが、貴県の関係者やセミナー等の目的での有料の宿泊事業を行うことは可能でしょうか。	消防学校宿泊棟において旅館業法等の法令を遵守したうえで宿泊事業を行うことは可能です。なお、公園エリアにおいて、防災拠点の機能を阻害しない事業であれば可能です。
229	要求水準書	111	17	(6)ウ	その他	便利施設、設備(売店、自動販売機等)の設置運営は、独立採算事業の収支を鑑み、一般利用も認めていただけないでしょうか。	学生等との動線を分けることを前提とし、提案可能とします。
230	要求水準書	111	23	h	占有料	事業者が使用する厨房・食堂については、無償という認識でよろしいか？	お見込みのとおりです。
231	要求水準書	112	7	ア	防災啓発・人材育成関連運営業務	「関係行政機関、企業、NPO、防災ボランティア団体、教育研究機関、防災啓発施設等」とありますが、具体的な組織の想定があればご教示頂きたいです。	想定はありません。
232	要求水準書	112	イ	イ	防災啓発・人材育成関連運営業務	守秘義務資料「防災啓発・人材育成の考え方」は、配布資料「7-1 防災啓発・人材育成プログラムの考え方」を指しているという認識で良いか。	お見込みのとおりです。
233	要求水準書	112	イ	イ	防災啓発・人材育成関連運営業務	「防災啓発・人材育成の考え方」に基づき」とありますが、プログラム内容についても要求水準として捉える必要がありますか。それとも対象者までが要求水準として扱い、プログラム内容は参考として扱えば宜しいでしょうか。	プログラム内容についても要求水準として扱います。
234	要求水準書	112	イ	(ア)	県が行う事業	県が行う防災イベント等の事業協力について、協力する範囲を教えてください	県の要請により施設の提供だけでなく運営協力等の支援をお願いします。範囲については、実施するイベント等の内容により異なります。
235	要求水準書	112	19	イ(ア)	県が行う防災啓発・人材育成事業への強力	協力要請があった場合、施設の提供や運営協力の支援を行う場合、無償、有償どちらで想定されていますでしょうか。	県主催事業においては、施設の提供及び運営協力支援は無償を想定しています。
236	要求水準書	114	22	(8)イ	業務の詳細	企業等がビジネスの拡大や、新事業展開を検討するにあたり、防災拠点を実証実験のフィールドとして活用する場合、県主催の事業にはあたらず、各企業からの利用料金を徴収してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
237	要求水準書	115	10	(ア)	施設の提供	県等県内地方公共団体、および準ずる組織(高等学校体育連盟など)の利用に対する利用料金の減免措置の規定がございましたらご教示願います。	具体的な利用料金の減免の基準はありません。
238	要求水準書	118	5	a	拠点運用時及び緊急時における事業者が行う業務	施設利用者の避難誘導後、駐車場には当該利用者の駐車車両が残ると考えられますが、個人の所有物である車両の移動は、事業者では対応困難です。貴県でご対応いただけると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書でお示したとおり、駐車場における放置車両の所有者に対する移動要請は事業者側で対応をお願いします。
239	要求水準書	118	5	a	拠点運用時及び緊急時における事業者が行う業務	事業者が避難誘導した施設利用者が帰宅困難者となった場合の対応について、考え方をご教示願います。	施設管理者として、最寄りの広域避難場所への誘導や、混乱が収まり安全に帰宅できることを確認してから利用者を帰宅させるようお願いいたします。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
240	要求水準書	118	27	イ	県が防災拠点として使用すると意思決定した後の対応(環境確保と引き渡し)	夜間等運営業務時間外など、事業者が速やかに開錠できない場合については、貴県にマスターキーを事前共有するとありますが、電気錠を遠隔操作で開錠する提案は認められますでしょうか。	要求水準書を満足する限り、事業者の提案に委ねます。
241	要求水準書	119	8	(11)ア	拠点運用時の食堂運営業務	災害活動従事者向けの食堂業務にて活用する食材は、主に貴県で備蓄されている食料や他の拠点から公共機関が持ち込む食材を想定されていますでしょうか。もしくは、事業者に備蓄・調達を求めるものでしょうか。事業者に備蓄を求める場合は目安となる量(食数)等をお示しください。	県職員用として3日分の食料を別途備蓄しています。拠点運用時の食堂業務については、災害活動従事者に対して行うものであり、原則、食材については調達してください。
242	要求水準書	119	6	(11)ア	拠点運用時の運営業務	災害活動従事者の休息・宿泊施設として利用する場合の宿泊費用は貴県と協議して決定するとの理解でよろしいでしょうか。	拠点運用時において消防学校宿泊棟は県で運営することから、事業者側が災害活動従事者に対し宿泊費用を徴収することは想定していません。任意事業で宿泊施設を設置する場合は拠点運用時の対応を含め、協議することとなります。ただし、この場合拠点運用時における防災拠点の機能を阻害しないこと及び埋蔵文化財調査等が別途必要になります。
243	要求水準書	121	23		運営・維持管理要員について	各運営・維持管理業務の管理要員は兼任可能でしょうか。日常業務員で必要と思われる警備員室・清掃員室・設備員室等というのは、名称にとらわれなくても良いですか。	要求水準書を満足する限り、兼任は可能です。名称についてはお見込みのとおりです。
244	要求水準書	122	25	2(1)ア		・環境負荷を抑制し〜・・・とあるが、具体的な手法は特に県としては定めがないという認識でよいか。	お見込みのとおりです。各法令遵守していただくことになります。なお、愛知県は第5次愛知県環境基本計画を公表しています。
245	要求水準書	123	5	ウ		建築物保守管理業務のための管理要員を配置すること、と表記があるが、これは常駐か非常駐、どちらでもよろしいでしょうか？	要求水準を満足する限り、常駐か非常駐かは問いません。運営業務及び維持管理業務の提案内容によりしますので、事業者の提案に委ねます。
246	要求水準書	123	5	ウ		建築物保守管理業務のための管理要員を配置すること、と表記があるが、管理要員が常駐の場合、常駐していなければいけない時間帯に決まりがあればお示しください。	要求水準を満足する限り、常駐か非常駐かは問いません。運営業務及び維持管理業務の提案内容によりしますので、事業者の提案に委ねます。
247	要求水準書	123	5	(1)ウ	建築物保守管理業務の業務の詳細	建築物保守管理業務のための管理要員の配置は常駐でしょうか。その場合の配置日数の想定があれば教えてください。	要求水準を満足する限り、常駐か非常駐かは問いません。運営業務及び維持管理業務の提案内容によりしますので、事業者の提案に委ねます。
248	要求水準書	123	32	(2)ウ	公園保守管理業務の業務の詳細	公園保守管理業務のための管理要員の配置は常駐でしょうか。その場合の配置日数の想定があれば教えてください。	要求水準を満足する限り、常駐か非常駐かは問いません。運営業務及び維持管理業務の提案内容によりしますので、事業者の提案に委ねます。
249	要求水準書	123	32	(2)ウ	公園保守管理業務の業務の詳細	建物保守管理要員と公園保守管理要員の兼務は可能でしょうか。	要求水準を満足する限り、専任か兼務かは問いません。運営業務及び維持管理業務の提案内容によりしますので、事業者の提案に委ねます。
250	要求水準書	123	9	ウ(ア)	清掃業務	宿泊棟(食堂・厨房)については、清掃業務の対象外とありますが、定期清掃及び特別清掃も対象外という認識でよろしいでしょうか。	食堂・厨房を除く宿泊棟については、学生が清掃を実施するため、定期清掃及び特別清掃の対象外とします。
251	要求水準書	123	1	イ	業務の対象範囲	第4 1(4)エ(キ)消防学校エリア:街区消火訓練場の可動式模擬家屋9棟は、建築物保守管理業務の対象範囲外と理解してよろしいでしょうか。当該家屋は、訓練内容や使用頻度によって劣化の進み方が変わると思量いたしますが、事業者ではこのリスクをコントロールできません。貴県にご負担いただくのが合理的と考えます。	建築物保守管理業務の対象範囲とします。
252	要求水準書	123	5	(1)ウ	管理要員の配置	「建築物保守管理業務のための管理要員を配置すること。」とありますが、「配置」とは現地に常駐する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書を満足する限り、常駐か非常駐かは問いません。
253	要求水準書	123	5	(1)ウ	管理要員の配置	「建築物保守管理業務のための管理要員を配置すること。」とありますが、管理要員が建築物保守点検業務を直接的に実施するのではなく、管理要員の指示のもと関連事業者が保守点検を行うこともできるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書を満足する限り、お見込みのとおりです。
254	要求水準書	123	5	(1)ウ	管理要員の配置	「建築物保守管理業務のための管理要員」と「公園保守管理業務のための管理要員」は兼務可能という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書を満足する限り、専任か兼務かは問いません。
255	要求水準書	123	32	(2)ウ	管理要員の配置	「公園保守管理業務のための管理要員を配置すること。」とありますが、「配置」とは現地に常駐する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書を満足する限り、常駐か非常駐かは問いません。
256	要求水準書	123	32	(2)ウ	管理要員の配置	「公園保守管理業務のための管理要員を配置すること。」とありますが、管理要員が公園保守点検業務を直接的に実施するのではなく、管理要員の指示のもと関連事業者が保守点検を行うこともできるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書を満足する限り、お見込みのとおりです。
257	要求水準書	124	15	(3)	設備保守管理業務	消防学校には複合訓練施設等、特殊な施設がありますので、設備保守管理費用を正確に見積るため、現消防学校の設備保守管理に関する経験値(業務委託実績等)をご提供いただけませんでしょうか。	現在の県消防学校には同等の施設はありませんので、提供できません。
258	要求水準書	124	26	(3)-イ	業務対象範囲	「・・・対象範囲は、計画地内の全ての設備(外部の設備を含む)とする。」とありますが、ここでの「外部の施設」とは具体的には何が該当するのをご教示願います。	照明などの建築物外部の設備等を想定しています。
259	要求水準書	126	1			什器・備品保守管理業務において作成するデータベースはクラウド化は必須ですか？	クラウド化を必須とはしていません。データベースについては提案に委ねます。
260	要求水準書	126	8	イ	業務対象範囲	什器・備品保守管理業務の対象となる什器備品は、事業者が調達・設置したもので、貴県が別途調達されたもの、若しくは既存施設から持ち込まれたものは、対象外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです
261	要求水準書	126	8	イ	業務対象範囲	事業者が整備したフォークリフト等は、什器備品保守管理業務の対象範囲外としていただけませんかでしょうか。フォークリフトは、使用頻度や使用方法によって劣化の進み方、部品交換等の周期が変わりますが(例えば、バッテリー式フォークリフトのバッテリー交換要否)、事業者はユーザーではないため、このリスクをコントロールできません。貴県にご負担いただくのが合理的と考えます。	要求水準書に示す保守管理業務に基づき業務の対象としています。
262	要求水準書	126	8	イ	業務対象範囲	複合訓練施設の設備・什器備品は、什器備品保守管理業務の対象範囲外としていただけませんかでしょうか。当該備品等は訓練のための特殊なもので、使用頻度や使用方法によって劣化の進み方、部品交換等の周期が変わりますが、事業はこのリスクをコントロールできません。貴県にご負担いただくのが合理的と考えます。	什器備品保守管理業務の対象範囲とします。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
263	要求水準書	126	(4)		消防学校の備品について	消防学校が使用する備品等の管理・修繕等は業務範囲外という認識でよろしいか？	県が直接調達する備品の管理・修繕は業務対象外とします。
264	要求水準書	127	20	(イ)	一般廃棄物処理業務	事業者の業務範囲は、敷地内の集積場に集めて保管するまでであり、廃掃法に従い、貴県が排出事業者として廃棄物収集・運搬・処理業者へ別途委託される(事業者の業務範囲外)と理解してよろしいでしょうか。	すべて事業者の業務範囲となります。
265	要求水準書	127	20	(イ)	一般廃棄物処理業務	複合訓練施設の燃焼実験等で発生する廃棄物の処分は、事業者の業務範囲外と理解してよろしいでしょうか。	複合訓練施設の燃焼実験等で発生する産業廃棄物の処分は、事業者の業務範囲外となります。
266	要求水準書	127	9	ウ(ア)	業務対象範囲	消防学校エリアにおける日常清掃・定期清掃等の範囲は、宿泊棟(食堂・厨房を除く)以外はすべて含むという理解でよろしいでしょうか(平常運用時に貴県が運用を行う管理教育棟・消防学校グラウンド・各種訓練棟も日常清掃等の範囲に含むという理解でよろしいでしょうか)。	お見込みのとおりです。
267	要求水準書	128	10	ウ(ア)	保安警備の業務の詳細	24時間の有人警備については365日の配置が必要でしょうか。	365日警備が必要です。
268	要求水準書	128	20		落し物一時保管場所運用について	平常運用時、拠点運用時を問わず落し物の一時保管については、相当数が見込まれます。一時保管設置場所については例えば、公園管理事務所や管理・教育棟内で保管するなど複数個所にて運用する考え方で良いですか。	落とし物の保管設置場所については、提案によります。
269	要求水準書	128	10	(ア)	業務の基本方針	「24時間の有人警備」とありますが、夜間の仮眠等も含めて24時間常駐していることが要求水準であり、24時間絶えずポスト配置する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	24時間の有人警備を要求しており、24時間ポスト配置は必要です。
270	要求水準書	128	11	(イ)	有人警備	拠点運用時の有人警備業務について、記載の内容以外に事業者側で対応すべき業務の想定はありますかでしょうか。	例えば、拠点出入口等警備及び物資保管場所の警備が考えられます。拠点運用時の警備業務については提案に委ねます。
271	要求水準書	128	26	(ウ)	機械警備	保安警備業務の一部として監視カメラを整備する際、事業方式から係る費用は事業者負担だと思慮しますが、整備するにあたり配管・配線の敷設する場合、施設整備の一部として実施し、係る費用をサービス対価に含めることは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。施設整備費に含めることとなります。
272	要求水準書	128	27	(ウ)	機械警備	監視モニタ等は、拠点運用時にSCU等にて当該モニタを活用した運用状況の確認を行う想定はありますかでしょうか。 モニタ操作権の委譲等が実施された場合、その間の要求水準履行義務は免除頂けるのでしょうか。	SCUの他、広域物資輸送拠点での監視モニタ活用は考えられますが提案内容により協議します。
273	要求水準書	128	30	(ウ)	機械警備	機械警備業者への通報装置等機器について、機械警備業者所有の機器をレンタル方式で設置することは可能でしょうか。	原則として、守秘義務資料「設備、什器・備品リスト」の設備、什器・備品についてはリースは不可としています。要求水準書第4-2-(1)-イ(ウ)を確認してください。
274	要求水準書	128	30	(ウ)	機械警備	機械警備業者への通報装置等機器を整備するにあたり配管・配線の敷設する場合、施設整備の一部として実施し、係る費用をサービス対価に含めることは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。施設整備費に含めることとなります。
275	要求水準書	129	7	ウ	修繕・更新業務	「1件あたり250万円を超過する場合は協議」とありますが、ここでの協議とは、修繕・更新を実施するか否かという協議でしょうか。その費用は、県側の予算という認識で宜しいでしょうか。特に人材育成や研修については時代や災害の経験により訴求する内容も変化し県や国の方針に応じて修繕更新することが求められると考えます。	協議によって定めますので、事業者の負担の上限が1件あたり250万円という事ではありません。250万円はあくまで目安です。
276	要求水準書	129	1	(7)	修繕・更新業務	消防学校には複合訓練施設等、特殊な施設がありますので、修繕・更新費用を正確に見積るため、現消防学校の修繕・更新に関する経験値(修繕履歴・更新実績 等)をご提供いただけませんでしょうか。	現在の県消防学校には同等の施設はありませんので、提供できません。
277	要求水準書	129	11	イ	業務対象範囲	事業者が施工していない運動施設等については、事業者として性能を担保できません。これらは、修繕・更新業務の対象範囲外としていただき、仮に当該施設の修繕を行った場合は、実費払いとしていただけませんかでしょうか。	運動施設等の設計業務と工事監理業務を事業者の業務としています。事業者が設計、工事監理を実施しますので、運動施設等についての修繕・更新業務は、対象範囲とします。
278	要求水準書	129	11	イ	業務対象範囲	第4 I(4)エ(キ)消防学校エリア:街区消火訓練場の可動式模擬家屋9棟は、修繕・更新業務の対象範囲外と理解してよろしいでしょうか。当該家屋は、訓練内容や使用頻度によって劣化の進み方、修繕・更新周期が変わりますが、事業者ではこのリスクをコントロールできません。貴県にご負担いただくのが合理的と考えます。	修繕・更新業務の対象範囲とします。
279	要求水準書	129	20	ウ	業務の詳細	「1件あたり250万円を超過する場合は協議によって定める」とありますので、中長期修繕計画への計上有無にかかわらず、事業者の負担は1件250万円が上限という理解でよろしいでしょうか。	協議によって定めますので、事業者の負担の上限が1件あたり250万円という事ではありません。250万円はあくまで目安です。
280	要求水準書	129	20	ウ	業務の詳細	「1件あたり250万円を超過する場合は協議によって定める」とありますが、大規模修繕に該当する修繕は、1件250万円以下のものであっても、貴県にご負担いただけると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、県は、事業者と協議して合意により定めた中・長期修繕計画を参考に、本施設について、県が使用状況等を踏まえ、妥当であると判断した場合、大規模修繕を実施します。
281	要求水準書	129	20	(7)ウ	修繕費の負担	1件あたり250万円以下の修繕の費用負担は原則、事業者側が負担するという理解になるのでしょうか。	1件あたり250万円以下の修繕費は、原則事業者の負担となります。
282	要求水準書	129	20	(7)ウ	修繕費の負担	1件あたり250万円を超過する修繕は、貴県との協議によって、修繕の実施の有無及び費用負担先を決めるという理解で解でよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
283	要求水準書	131	26	(ウ)	経費変動分の負担	「これに伴う経費変動分については、県と協議のうえ決定する。」とあります。「拠点運用時の食堂運営業務」では「県に請求することができる」ことから、拠点運用時における維持管理業務と応急復旧対応では、県の指示を受けない場合に要した費用は県への請求が認められないことがあるということでしょうか。	拠点運用時における維持管理業務の実施に係る県の費用負担については、特定事業契約書(案)第74条第4項及び別紙6に記載しています。
284	要求水準書	136	4			県の求めに応じて随時報告を行うこと、と表記があるが、随時報告とは、具体的にどれくらいの頻度を想定しているか? 全会議体のたびに報告するのか?	お見込みのとおりです。
285	要求水準書	137		図表9-1	会議体の概要	図の会議体は、135頁(3)イ記載の「両者の参加による定期的な会議体」、136頁(6)記載の「各業務において・・・県及び事業者の間での会議体」の概要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
286	要求水準書	140		用語の定義	避難誘導	「事業者にて計画地内に一時避難誘導箇所(民間収益施設も可能)を確保することが望ましい。」とありますが、帰宅困難者が発生した場合、帰宅困難者の収容場所及び対応、帰宅困難者の帰宅経路・動線の考え方をご教示願います。	道路の被災状況によるため、現時点で県から経路・動線を示すことはできません。施設管理者として、最寄りの広域避難場所への誘導や、混雑が収まり安全に帰宅できることを確認してから利用者を帰宅させるようお願いいたします。
287	要求水準書	141		用語の定義	可動物の移動	「駐車場の自動車は、移動を促す放送を求める対応を行う」とありますが、放送は貴県が行うという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書でお示ししたとおり、駐車場における放置車両の所有者に対する移動要請は事業者側で対応をお願いします。
288	要求水準書	①109 ②110	①25 ②14	①(イ)-b ②(ウ)-c	①業務仕様書等 ②運営条件	県が「事業者に献立を伝達する」とある一方で、事業者が当該年度の販売献立を記載した食堂運営業務計画書を作成するものとあります。献立作成の貴県と事業者の役割分担・スケジュール感についてご整理願います。	事業者が、「食堂利用等について」に基づき、3週間前までに献立を作成し、県が2週間前までに事業者注文メニュー・数量を伝達します。
289	要求水準書	①111 ②127	①6 ②7	①(ウ)-f ②(7)	①衛生管理 ②清掃業務	食堂運営業務の衛生管理の項目として、衛生管理・食堂の清掃は事業者の業務とされています。一方で、維持管理業務として宿泊棟の食堂・厨房が清掃業務の対象となっており、業務の重複がみられます。食堂・厨房の衛生管理・清掃業務について業務担当企業の役割分担についてご整理ください。	事業者は、食中毒等が発生しないよう衛生管理を徹底し、食堂・厨房の清掃を実施してください。食堂運営業務、維持管理業務として重複した実施を求めません。
290	要求水準書	133-134	26	イ	業務責任者の配置	各業務の業務責任者を配置することが求められていますが、各業務の業務責任者は常駐である必要がありますでしょうか。必要な場合はそれぞれ期間をお示しください。	要求水準書を充足する限り、常駐・非常駐を問いません。
291	要求水準書	29 86	図表 4-3 10行		インフラ条件 上水道	「上水の引き込みは、上水道の耐震化工事完了している小牧市からとする。」「給水の引き込みは、防災公園(西側)エリア・防災公園(東側)エリアそれぞれで行う。」とありますが、防災公園(東側)エリアにおいても小牧市から引き込み、道路を横断してエリア内へ引き込むということではよろしいでしょうか?	お見込みのとおりです。上水は西側エリアの小牧市地内で引込み、西側エリア・東側エリアを一体として豊山町道1号線の横断を含め事業者が上水をいきわたらせるよう施工します。
292	6-11_複合訓練施設に設置する模擬消防用設備	43-79	-	-	消防学校施設	守秘義務資料「6-11_複合訓練施設に設置する模擬消防用設備について」と「6_12_街区消化訓練場」において訓練用設備の仕様をお示しいただきましたが、その他の消防学校エリアの各種訓練用設備の仕様もお示しいただきませんか。	要求水準書を確認してください。
293	要求水準書	60-61	-	(ウ)-c	研修・訓練スペース等	研修・訓練スペース、防災学習・多目的スペース、事務室、講師控室、資機材倉庫において、拠点運用時に「DMAT等宿泊スペース(74名分)」として利用、と記載ありますが、各部屋に74名ではなく、全体で確保するものと考えてよろしいでしょうか。P59にはDMAT参集人数は最大200人とあります。	各部屋に74人分を確保するものとしています。
294	落札者決定基準	6		(イ)	入札価格等の評価	提案還元率点は、30点の価格点に含まれるのでしょうか。それとも、性能等の評価点170点に含まれるのでしょうか。前者の場合は、入札価格点と提案還元率点の割合(各点数)を、後者の場合は、提案還元点が含まれる審査項目を明確化願います。	提案還元率点は、30点の価格点に含まれます。価格点と提案還元率点の比率は明らかにしません。
295	落札者決定基準	6		(イ)	入札価格等の評価	「提案還元率については・・・同様に評価して採点基準を乗じる」とありますが、A(特に優れている)～E(劣っている)の評価の基準となるのは何%でしょうか。	提案還元率点の評価の基準は明らかにしません。
296	落札者決定基準	6		(イ)	入札価格等の評価	「提案還元率については・・・同様に評価して採点基準を乗じる」とありますが、提案還元率の採点について、0.00～1.00の指数を乗ずる数値(配点)をご教示願います。	提案還元率点は、30点の価格点に含まれます。価格点と提案還元率点の比率は明らかにしません。
297	落札者決定基準	6		(イ)	入札価格等の評価	提案還元率の評価基準をお示しください。	提案還元率点の評価の基準は明らかにしません。
298	落札者決定基準	6		(イ)	入札価格等の評価	提案還元率が0%なら0点でしょうか。	提案還元率点は0点となります。
299	落札者決定基準	6		(イ)	入札価格等の評価	「提案還元率の評価」(還元率点)の内容を明確化願います。	提案還元率点の評価の基準は明らかにしません。
300	落札者決定基準	6		(イ)	入札価格等の評価	「価格点(還元率点を除く)」とは、30点から還元率点を引いた点数ということでしょうか。	お見込みのとおりです。
301	落札者決定基準	6		(イ)	入札価格等の評価	「各評価」とはどの評価のことでしょうか。	「(ウ)性能等に関する評価」におけるA～Eの5段階の各評価を意味しています。
302	落札者決定基準	6		(イ)	入札価格等の評価	「評価に対応する採点基準」とは提案項目の加点方法のA～Eということでしょうか。	お見込みのとおりです。
303	落札者決定基準	6		(イ)	入札価格等の評価	「各評価」で採点基準が異なった場合、どのように採点基準を計算するのでしょうか。	統一的な採点基準を用います。
304	落札者決定基準	6	10	イ-(イ)	価格点	価格点の配点30点は「価格点(30点)＝価格点(還元率点を除く)＋還元率点」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
305	落札者決定基準	6	10	イ-(イ)	価格点(還元率点を除く)と還元率点の配分	「価格点(30点)＝価格点(還元率点を除く)＋還元率点」となる場合、価格点(還元率点を除く)と還元率点にそれぞれ配分される点数をご教示願います(例:価格点(還元率点を除く)25点、還元率点5点等)。	価格点と提案還元率点の比率は明らかにしません。
306	様式集及び記載要領	9 10	-	-	対応様式 様式Q	【添付資料2】落札者決定基準②施設整備計画に関する事項のうち、設計及び建設計画、構造計画設備計画及び施工計画の対応様式様式Qとありますが、【添付資料3】様式集及び記載要領では様式Qは事業提案書(図面集)様式Q-1～Q11とあります。どちらが正でしょうか。	様式Q-1～Q-11を対応様式Qとお考え下さい。
307	様式集及び記載要領	1	16	(4)	参加資格審査書類の受付時における提出書類	(4)参加資格審査書類の受付時における提出書類全体について、副は正の白黒コピーと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
308	様式集及び記載要領	1			提出書類及び各様式の記載要領	参加申請受付時の提出書類として、「法人税納税証明書」と「消費税納税証明書」の提出がありますが、提出は「その3の3」(法人税と消費税及地方消費税)の未納の税額がないことの証明でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
309	様式集及び記載要領	1			提出書類及び各様式の記載要領	参加申請受付時の提出書類として、「法人税納税証明書」と「消費税納税証明書」の提出がありますが、提出は「その3の3」(法人税と消費税及地方消費税)の未納の税額がないことの証明で一括証明できることから1枚での取得でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
310	様式集及び記載要領	2	1	(4)-③		納税証明書は、直近1年分との理解でよろしいか。	入札公告日以降に交付された法人納税証明書をご提出ください。
311	様式集及び記載要領	3	3	イ	事業提案書の提出書類	念の為の確認ですが、頁数制限はその頁数に満たなくても失格にはならないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
312	様式集及び記載要領	3	28	イ	事業提案書の提出書類	念の為の確認ですが、「A3ー一枚」の記載がある項目については、A3の提出枚数は制限がないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
313	様式集及び記載要領	6	18	ウ	仕様ソフト	仕様ソフトは、「使用ソフトは、図、表、写真、スケッチ、提案図面を除き、Microsoft WordあるいはMicrosoft Excelを使用し、Windows版2016以前のバージョンでデータ保存」とあります。しかし、当社にはWindows版2016以前のMicrosoft WordあるいはMicrosoft ExcelをインストールしたPCを保有しておらず、正常に表示されるか確認が困難です。Microsoft office 2019 を使用して作成し、互換モードで保存した上で提出でもよろしいでしょうか。	原則は様式集及び記載要領に記載内容のとおりとしますが、不可能であれば異なるバージョンでの提出も可能とします。
314	様式集及び記載要領	6			エ その他事項	「提出書類の周囲は。綴じ代側は20mm以上、他は15mm以上の余白を設けること。ただし、様式番号、項については、見易い位置に記載すること。」と記載がありますが、インデックスは不要と捉えてよろしいでしょうか。	分かりやすさ、見やすさへの配慮をお願いします。
315	様式集及び記載要領	7	8	(2)	参加表明書等の提出書類	「提出部数は、参加表明書及び参加資格確認申請書それぞれ正1部、副2部を提出すること。」とありますが、1頁(4)参加資格審査書類の受付時における提出書類は、<正1部、副1部>と記載されています。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	参加表明書については、正1部、副1部のご提出をお願いします。様式集及び記載要領を修正します。
316	様式集及び記載要領	7	21	ア	提出部数	事業提案書の部数に(正本1部、副本15部)とありますが、正本と副本の違いをご教示願います。	正本と副本の違いは表紙のみです。
317	様式集及び記載要領	7	22	ア	事業提案書の電子データ	CD-Rに保存するデータは、正本または副本のどちらかを保存すればよろしいでしょうか。	正本のデータを保存してください。
318	様式集及び記載要領	7	10	(2)	事業提案書の文字サイズ	参加表明書等の提出書類の文字サイズは10ポイント以上の指定がありますが、【様式A】～【様式Q】の本文の文字サイズは指定があるのでしょうか。また、図表の文字サイズについても指定等ございましたらご教示願います。	文字サイズの指定は行いませんが、分かりやすさ、見やすさへの配慮をお願いします。
319	様式集及び記載要領	7	14	(3)-ア	様式10～13の提出方法	様式10・11・12・13は【様式A】～【様式Q】とは別にフラットファイルA4版縦置き左2穴綴じで一式まとめ、正本1部を提出するという理解でよろしいでしょうか。	様式10～13の提出方法に指定はありません。
320	様式集及び記載要領	7	14	(3)-ア	事業提案書の提出部数	確認となりますが、事業提案書は、【様式A】はフラットファイルA3版を正本1部・副本15部(計16部)、【様式B】～【様式P】はチューブファイルA4版を正本1部・副本15部(計16部)、【様式Q】はフラットファイルA3版を正本1部・副本15部(計16部)を提出し、総部数は16部×3=48部提出するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
321	様式集及び記載要領	7	14	(3)-ア	関心表明書等の添付	関心表明書等を添付する場合、【様式B】～【様式P】のチューブファイルA4版において【様式P】の後に添付(差込)するという認識でよろしいでしょうか。	関心表明書は【様式P】の後に添付し、ページ番号は関心表明書-1、関心表明書-2としてください。
322	様式集及び記載要領	7	14	(3)-ア	CD-Rの提出	容量が多くCD-R1枚に保存できない場合は、DVD-Rに保存して提出することも可能という認識でよろしいでしょうか。	DVD-Rでの提出も可能です。
323	様式集及び記載要領	7			2作成上の留意点(2)参加表明書等の提出書類	参加資格確認申請書についてはファイリング・インデックス・ページ数の記載は不要と捉えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
324	様式集及び記載要領	7			2作成上の留意点(2)参加表明書等の提出書類	提出書類で使用する文字の大きさは10ポイント以上と記載がありますが、右上に記載する作成者の所在地や名称については10ポイント以下で納まりがよいように適宜調整してもよろしいでしょうか。	結構です。
325	様式集及び記載要領	7			(3)入札書等及び事業提案書の提出書類ア提出部数	ア提出部数について【様式A】～【様式Q】事業提案書について各15部(正本1部、副本15部)と記載があります。入札説明書 イ事業提案書(エ)提出書類では正本1部・副本15部と記載がありますが、入札書の記載内容が正しいとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書に記載の正本1部、副本15部が正となります。様式集及び記載要領を修正します。
326	様式集及び記載要領	7			(3)入札書等及び事業提案書の提出書類ア提出部数	事業提案書の電子データについてCD-Rと記載がありますが、パースデータ・画像データを入れた場合、CD-Rで容量が不足なくなった場合において、DVDで提出してもよろしいでしょうか。	結構です。
327	様式集及び記載要領	7			(3)入札書等及び事業提案書の提出書類ア提出部数	CD-Rに保存する事業提案書の電子データは副本のデータでよろしいでしょうか。	正本のデータを保存してください。
328	様式集及び記載要領	7			(3)入札書等及び事業提案書の提出書類ア提出部数	CD-Rに保存する事業提案書の電子データは2枚とも同様のデータでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
329	様式集及び記載要領	8		(イ)	事業提案書	「ファイル形式をMicrosoft WordあるいはMicrosoft Excelとして保存したデータ」とありますが、Microsoft Wordではなくイラストレーター等のソフトで作成し、PDF形式としたデータのみをご提出することをお認めいただけませんかでしょうか。	DVDの提出時のファイル形式はword形式又はexcel形式、及びPDF形式となります。テキストはコピーアンドペーストが可能なモードとする必要がありますが、画像は他で作成したデータの貼り付けでも構いません。



愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
330	様式集及び記載要領	8	16	イ-(イ)	事業提案書のページ番号	確認となりますが、チューブファイルA4版に綴じる【様式B】～【様式P】の通しページ番号について、【様式】Bを1ページ目として【様式P】までの通し番号を記載するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
331	様式集及び記載要領	8	16	イ-(イ)	関心表明書等のページ番号	関心表明書等を【様式B】～【様式P】のチューブファイルA4版の【様式P】の後に添付(差込)する場合、関心表明書のページ番号は、【様式B】～【様式P】の通しページ番号とは別に番号を記載してもよろしいでしょうか(例えば、「関心表明書等-1」「関心表明書等-2」等のようにページ番号を記載する等)。	関心表明書は【様式P】の後に添付し、ページ番号は関心表明書-1、関心表明書-2としてください。
332	様式集及び記載要領	8			(3)入札書等及び事業提案書の提出書類イ事業提案書	各書式の下端に記載する事業提案書全体を通してのページ番号はそのページ番号のみの記載でよいとの理解でよろしいでしょうか。	各書式のページ番号は各提案書式の右上に記載し、全体のページ数と当該ページのページ番号を当該ページ番号/全体ページ数 の形式で記載ください。
333	様式集及び記載要領	8			(3)入札書等及び事業提案書の提出書類イ事業提案書	事業提案書について文字のフォント・大きさの指定は無いものと理解してよろしいでしょうか。	文字サイズの指定は行いませんが、分かりやすさ、見やすさへの配慮をお願いします。
334	様式集及び記載要領	22	-	-	応募企業から応募グループへの変更	参加表明書等において「応募企業」として提出後に、「応募グループ」として参加変更する場合の手続きとしては、【様式4-2】【様式5-2】【様式5-3】【様式6】【様式7-2(必要ならば)】を貴県へ再提出するという理解でよろしいでしょうか。	参加表明書に記載の「応募企業」が「応募グループ」の代表企業として「応募グループ」として参加変更する場合は、県の承諾を得た上で、必要な提出書類は【様式4-2】【様式5-2】【様式5-3】【様式6】【様式7-2(必要ならば)】、及び入札説明書1(4)③の再提出が必要です。
335	様式集及び記載要領	23			参加表明書 様式4-2	参加表明書において捺印は不要と捉えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
336	様式集及び記載要領	23			参加表明書 様式4-2	応募グループで行う場合、応募グループ名の記載がありますが、任意で記載すればよろしいのでしょうか。またグループ名を決める際の諸条件があればご指示ください。	諸条件はありませんので、任意で記載してください。
337	様式集及び記載要領	25	7		応募者の名称等(応募グループ用)	代表企業並びに代表企業を除く構成企業の商号又は名称、所在地、代表者名は、入札参加資格者名簿の登録名と理解してよろしいでしょうか。	入札参加者名簿の登録名に拘るものではありません。各企業の社内ルールや決裁権限に従ってご記載下さい。
338	様式集及び記載要領	25	-	-	構成員の追加・変更	参加表明書等において応募グループとして提出後に、構成員を追加・退出する場合の手続きとしては、【様式5-2】【様式5-3(必要ならば)】【様式6】【様式7-2(必要ならば)】を貴県へ再提出するという理解でよろしいでしょうか。	参加表明書等において応募グループとして提出後に、構成員を追加・退出する場合、県の承諾を得た上で【様式5-2】【様式5-3(必要ならば)】【様式6】【様式7-2(必要ならば)】及び【様式16】、入札説明書1(4)③の添付書類の再提出が必要です。
339	様式集及び記載要領	25			様式5-2応募者の名称等	記載する構成企業について参加表明後に変更しようとする場合は、様式5-3担当企業の変更手続きと同様に、様式16を変更後の企業名を記載し、県の承認得れば変更できると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
340	様式集及び記載要領	26	8	※4つ目	様式5-3業務に携わる企業	「※記載した担当企業を変更しようとする場合は、変更後の企業名を記載した上で提出し、県の承認をうけること」とありますが、変更は基本協定の締結の時点まで可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
341	様式集及び記載要領	26	-	3	【様式5-3】業務に携わる企業名	②③を除く業務に携わる企業名が参加表明書受付時に決まっていなかった場合、空欄として提出し、事業提案書提出時には確定させるものとすると思いますが、事業提案書提出時に【様式5-3】の空欄を記載し再提出する必要なく、事業提案書【様式C】に業務に携わる企業名を明記すればよいという理解でよろしいでしょうか。	【様式5-3】は事業提案書提出時に提出してください。
342	様式集及び記載要領	26	-	5	【様式5-3】業務に携わる企業名	「記載した担当企業を変更しようとする場合は、変更後の企業名を記載した上で提出し、県の承認をうけること」とありますが、【様式5-3】による提出は事業提案書提出前のみという理解でよろしいでしょうか。事業提案書提出後から基本協定締結前までに担当企業を変更せざる得なくなった場合は、基本協定書別紙3「業務委託請負先」に記載のうえ貴県へ提出するという理解でよいのかご教示願います。	様式5-3に記載の担当企業を変更する場合は、県の承諾を得た上で、【様式5-3】の提出により、基本協定の締結の時点まで変更は可能です。基本協定締結時には別紙3「業務委託請負先」を提出してください。
343	様式集及び記載要領	26			様式5-3業務に携わる企業	記載した担当企業を変更しようとする場合は、変更後の企業名を記載した上で提出し、県の承認をうけることとありますが、参加表明後、参加資格を得た構成員内での代表企業の変更は不可との理解でよろしいでしょうか。	代表企業は、原則、変更できないものとします。ただし、運営業務開始後、県が承認した場合に限り、代表企業を変更できるものとしますが、新たな代表企業は当初 SPC 設立時点の出資企業の中より選任されるものとします。
344	様式集及び記載要領	26			様式5-3業務に携わる企業	参加表明後に応募者等の資格要件を満たし、担当企業に新たな企業を加える、或いは変更する場合において、様式【5-3】を再度提出すればよいと理解してよろしいでしょうか。	様式5-3に記載の担当企業を変更する場合は、県の承諾を得た上で、【様式5-3】を提出してください。
345	様式集及び記載要領	27			様式6 委任状	書類に記載する「代表者」は、愛知県建設部入札参加資格者名簿及び物品の製造等に係る愛知県競争入札参加社名簿に登録された代表者でよろしいでしょうか。その場合、当該代表者が法人の代表取締役でなかったとしても、代表取締役から当該代表者の委任状は不要との理解でよろしいでしょうか。	入札参加者名簿の登録名によらず、各企業の社内ルールや決裁権限に従ってご記載下さい。
346	様式集及び記載要領	27			様式6 委任状	委任状における代表者の捺印は不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
347	様式集及び記載要領	29			様式7-1参加資格要件確認申請書	代表企業の要件確認書類について、貸借対照表の写し(直近決算)とありますが、直近1年分を提出するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
348	様式集及び記載要領	30	-	21	【様式7-2】企業の要件確認書類	設計業務又は工事監理業務にあたる企業の要件確認書類の「入札説明書3(4)ウ(イ)c①～⑤を示す書類」について、資格審査書類提出時において配置する者が確定していない場合は、複数候補者の氏名・所属企業・資格証写し等を添付し提出することも可能かという理解でよろしいでしょうか。	資格審査書類提出時に配置する者を確定して頂くことが原則となりますので、配置者の確定をお願いします。
349	様式集及び記載要領	30	-	21	【様式7-2】企業の要件確認書類	設計業務又は工事監理業務にあたる企業の要件確認書類の「入札説明書3(4)ウ(イ)c①～⑤を示す書類」について、資格審査書類提出に示した者以外の者(資格等を有する者)を事業提案書提出時に配置する場合はどのような手続きが必要となるのかご教示願います。	設計業務又は工事監理業務にあたる企業について、資格審査書類提出に示した者以外の者を事業提案書提出時に配置する場合は、再度「入札説明書3(4)ウ(イ)c①～⑤を示す書類」を提出ください。
350	様式集及び記載要領	30	-	-	設計業務又は工事監理業務にあたる企業の要件確認書類	構造設計一級建築士の資格を示す書類は配置技術者を特定しその者の資格者証を提出すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
351	様式集及び記載要領	30			様式7-2参加資格要件確認申請書	参加資格要件確認申請書において捺印は不要と捉えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
352	様式集及び記載要領	35			様式10 入札書等及び事業提案書提出届	応募グループの場合、応募記載における(応募企業の場合)の入札参加者記載事項は削除してもよろしいでしょうか。	結構です。
353	様式集及び記載要領	35			様式10 入札書等及び事業提案書提出届	入札書等及び事業提案書提出届において捺印は不要と捉えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
354	様式集及び記載要領	36			様式11 入札書等及び事業提案書の提出確認表	代表企業における代理人で応札する場合、委任状は不要との理解でよろしいでしょうか。	委任状は必要です。
355	様式集及び記載要領	38			入札書	入札金額は、別紙記載の「サービス購入料(設計・建設費等(開業準備費含む)相当額)」と「運営・維持管理段階における県の運営費用負担総額」の合計金額と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
356	様式集及び記載要領	38			様式12 入札書	応募グループの場合、応募記載における(応募企業の場合)の入札参加者記載事項は削除してもよろしいでしょうか。	結構です。
357	様式集及び記載要領	38			様式12 入札書	参考として別紙も記入し、入札書を入れた封筒に同封することありますが、様式11及び様式13については同封しないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
358	様式集及び記載要領	39			入札書	運営権対価を記載する項目がありますが、運営負担額を0円としない場合は何も記載しないということでしょうか。	運営負担額を0円としない場合は、運営権対価を¥0と記載して下さい。
359	様式集及び記載要領	41			事業提案書	事業提案書の正本・副本において、表紙を除いた書類について同一のものを添付するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
360	様式集及び記載要領	50	-	-	【様式F-2-②】内訳書	設計・建設費の内訳に関して、各棟毎に内訳金額を記載することが困難な場合、1棟に内訳合計金額を記載し、その他の棟は「〇〇棟の金額を含む」等と記載することは可能でしょうか。	不可能とします。各棟毎に内訳金額を記載下さい。
361	様式集及び記載要領	50	-	-	【様式F-2-③】公園平場の本体工事費	【様式F-2-③】における公園平場の本体工事費の積算範囲を具体的にご教示願います(神明公園エリアの既存施設の解体工事は含まない等)。	公園部分のうち、管理事務所と屋内運動施設の周囲2mを除いた部分のみが公園平場部分に該当します。なお、神明公園エリアの既存施設の解体工事は含まず、県が造成工事等を行った後の工事費とします。
362	様式集及び記載要領	21・28			参加表明書・資格審査書類 表紙	右下に記載されている登録受付番号について、提出時までに登録受付番号を貴県よりご指示いただき、こちらで記入したものを提出すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
363	様式集及び記載要領	29・30			様式7-1参加資格要件確認申請書	代表企業の要件確認書類について、契約書の写し、運営実績が分かるものとありますが、直近1年分を提出するとの理解でよろしいでしょうか。	直近1年に限るものではありません。
364	様式集及び記載要領				【様式F-2-①】投資計画及び資金調達計画書	(2)資金調達計画の「2022年度」は「2023年度」と修正してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。様式集及び記載要領を修正します。
365	様式集及び記載要領				【様式F-2-①】投資計画及び資金調達計画書	(2)資金調達計画の年度の左から4列目に記載されている「2024年度」は「2026年度」と修正してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。様式集及び記載要領を修正します。
366	様式集及び記載要領				【様式F-2-①】投資計画及び資金調達計画書	(2)資金調達計画の年度の左から5列目に記載されている「2025年度」は「2027年度」と修正してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。様式集及び記載要領を修正します。
367	様式集及び記載要領				【様式F-2-②】設計・建設費内訳書	本様式には、設計・建設期間中の統括マネジメント業務費、及び開業準備業務費は計上せず、当該業務費は、様式F-2-④の開業前の期間に営業費用として計上すればよいと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
368	様式集及び記載要領				【様式F-2-③】設計・建設費内訳書(公園平場)	本様式には、設計・建設期間中の統括マネジメント業務費、及び開業準備業務費は計上せず、当該業務費は、様式F-2-④の開業前の期間に営業費用として計上すればよいと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
369	様式集及び記載要領				【様式F-2-③】設計・建設費内訳書(公園平場)	防災公園(西側)エリア、防災公園(東側)エリア、神明公園エリアについて、事業者が発生するのは設計・工事監理料のみですので、本体工事は0(該当なし)という考え方でよろしいでしょうか。	県は、公園(平場)部分の設計・建設費を把握する必要があるため、様式F-2-③には、各金額を記載してください。
370	様式集及び記載要領				【様式F-2-③】設計・建設費内訳書(公園平場)	防災公園(西側)エリア、防災公園(東側)エリア、神明公園エリアの本体工事の合計は、守秘義務資料4-11の1に記載されている1 防災公園工事費を上回る、あるいは下回る工事費を記載しても構わないでしょうか。	上限金額は、守秘義務資料4-11のとおりです。
371	様式集及び記載要領				【様式F-2-③】設計・建設費内訳書(公園平場)	本様式に記載する公園平場の建設費は本事業の業務対象外ですので、評価の対象ではないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
372	様式集及び記載要領			【様式F-2-③】	設計・建設費内訳書(公園平場)	仮に「本体工事費」に記載する金額は事業者にとっての工事費ではなく設計書に記載するということの場合に、記載した金額は契約上の権利義務は生じないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、防災公園(西側)エリア、防災公園(東側)エリア、及び神明公園エリアは、事業者の設計業務及び工事監理業務の対象範囲となりますので、事業者には設計業務と工事監理業務に関する権利義務は発生します。
373	様式集及び記載要領			【様式F-2-③】	設計・建設費内訳書(公園平場)	仮に「本体工事費」に記載する金額は事業者にとっての工事費ではなく設計書に記載するということの場合に、設計業務の果品としての設計書に記載した金額を超過させない義務を負わないという理解でよろしいでしょうか。	義務を負います。
374	様式集及び記載要領			【様式F-2-③】	設計・建設費内訳書(公園平場)	仮に「本体工事費」に記載する金額は事業者にとっての工事費ではなく設計書に記載するということの場合に、設計業務の成果品としての設計書に記載した金額を超過した際のペナルティはありますか。	ペナルティはありません。
375	様式集及び記載要領			【様式F-2-④】	運営・維持管理業務(統括マネジメント業務を含む)の収支計画表	リース調達を提案する設備・什器備品は、適宜項目を設けてリースの旨明記の上、管理・運営期間にわたり年度ごとのリース料を計上すればよろしいでしょうか。	原則として、守秘義務資料「設備、什器・備品リスト」の設備、什器・備品についてはリースは不可としています。要求水準書第4-2-(1)-イ-(ウ)を確認してください。
376	様式集及び記載要領			【様式F-2-④】	運営・維持管理業務(統括マネジメント業務を含む)の収支計画表	サービス購入料収入として(設計・建設費相当額)と(開業準備費相当額)の2項目がありますが、供用開始前の統括マネジメント業務費用は、実施方針に関する質問回答NO.35を踏まえ、前者に含まれると考えてよろしいでしょうか。	供用開始前の統括マネジメント業務費用は、開業準備費相当額に含まれます。
377	様式集及び記載要領			【様式F-2-④】	運営・維持管理業務(統括マネジメント業務を含む)の収支計画表	運営費負担収入(県による運営費用負担額)は、定額(平準化払い)である必要はないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
378	様式集及び記載要領			【様式F-2-④】	運営・維持管理業務(統括マネジメント業務を含む)の収支計画表	営業費用及び営業キャッシュフローの費用項目については、様式の記載項目にとらわれず、実施方針に関する質問回答NO.35、並びに様式F-2-⑥を踏まえ、業務に沿って適宜費用項目を変更・設定してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
379	様式集及び記載要領			【様式F-2-④】	運営・維持管理業務(統括マネジメント業務を含む)の収支計画表	営業費用及び営業キャッシュフローの費用項目の中に、設計・建設費に該当する費用が見当たりませんが、開業前の期間に当該費用が発生すると考えられますので、費用項目を設けて当該費用を計上すればよろしいでしょうか。	【様式F-2-④】運営・維持管理業務(統括マネジメント業務を含む)の収支計画表には、設計・建設費に該当する費用を記載する必要はございません。なお、当該費用に対応する項目である「サービス購入料収入(設計・建設費相当額)」を本様式から削除します。様式集及び記載要領の【様式F-2-④】を修正します。
380	様式集及び記載要領			【様式F-2-④】	運営・維持管理業務(統括マネジメント業務を含む)の収支計画表	営業費用及び営業キャッシュフローの一般管理費(保険料を除く)及び保険料は、SPCの一般管理費とSPCが付保する保険料という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
381	様式集及び記載要領			【様式F-2-⑥】	運営・維持管理業務(統括マネジメント業務を含む)の支出明細表	労務費、委託費等の業務費用の内訳については、SPCではなく、当該業務にあたる企業において発生する費用の内訳と考えてよろしいでしょうか。(SPCが業務を構成企業等に委託する場合、SPCに発生する費用は全て委託費となります。)	お見込みのとおりです。
382	様式集及び記載要領			【様式F-2-⑥】	運営・維持管理業務(統括マネジメント業務を含む)の支出明細表	リース調達を提案する設備・什器備品は、適宜項目を設けてリースの旨明記の上、管理・運営期間にわたり年度ごとのリース料を計上すればよろしいでしょうか。	原則として、守秘義務資料「設備、什器・備品リスト」の設備、什器・備品についてはリースは不可としています。要求水準書第4-2-(1)-イ-(ウ)を確認してください。
383	様式集及び記載要領			【様式F-2-⑦】	利用料金	「減免等の料金政策についての提案」とありますが、減免については、貴県との協議において、事業者の提案が優先されると考えてよろしいでしょうか。	利用料金については、県と協議の上で事業者が設定することを想定しています。なお、県は、事業者が設定する利用料金について合理的な理由がない限りこれに合意することを想定しています。
384	様式集及び記載要領			【様式F-2-②】	設計・建設費内訳書	(中項目)本体工事「建築工事 あ」と記載がありますが、「あ」は削除してもよろしいでしょうか。	「あ」は誤記です。様式集及び記載要領【様式F-2-②】を修正します。
385	様式集及び記載要領				業務に関わる企業	注意書きに「※1つの業務を複数の企業により実施する場合は、当該業務を代表して行う企業名を記載すること」と記載がありますが、JVで業務を取り組む場合は、JVMの企業のみが企業名を記載すればよろしいでしょうか。	JVMの企業の意味がわかりませんが、共同企業体の場合、共同企業体の代表企業名を記載してください。
386	基本協定書(案)	5	16	第9条	談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等	「乙の構成企業が本事業の入札手続きに関して、次の各号のいずれかに該当したとき」に関して、特定事業契約の解除等ができるのは本事業の入札手続きにおける独占禁止法違反に限られるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
387	基本協定書(案)	6	欄外	第9条2	談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等	独占禁止法等違反に対し、設計・建設費の一部としてのサービス購入料の10分の2に相当する額とする賠償負担を事業者に求められておりますが、一般的なPFI事業と比べ過度な負担となっております。負担割合の根拠をご教示いただけますでしょうか。また、負担割合を下げることを検討していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。本事業の特性及び重要性に鑑み、着実な履行を促す観点からかかる金額としております。
388	基本協定書(案)	6	欄外	第9条3	談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等	第2項以外にも賠償負担割合を設計・建設費の一部としてのサービス購入料の10分の3に相当する額とする、とありますが策定の根拠をご教示いただけますでしょうか。また、負担割合を下げることを検討していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。本事業の特性及び重要性に鑑み、着実な履行を促す観点からかかる金額としております。
389	基本協定書(案)	6			暴力団排除に係る特定事業契約の不締結等	甲は、乙の構成企業が次の各号のいずれかに該当するときは、本基本協定を解除すること及び特定事業契約を解除し、又は特定事業契約を締結しないことができるとありますが、この規定は事業期間を通じて有効なのでしょうか。違約罰として設計・建設費の一部としてのサービス購入料の10分の1に相当する額とするとされていますので、施設引渡しまでという理解でよろしいのでしょうか。	基本協定第10条第1項に基づく本基本協定及び特定事業契約の解除の規定は、事業期間を通じて有効となります。
390	基本協定書(案)	9	27	第17条3	有効期間	第3項(1)及び(2)の有効期間は、特定事業契約解除又は特定事業契約期間の終了以降も継続することはないと考えてよろしいのでしょうか。	基本協定第17条第1項(1)及び(2)の規定は、17条第3項柱書に記載のとおり、特定事業契約解除又は特定事業契約期間の終了等により基本協定の有効期間が終了した後も効力が存続します。
391	特定事業契約書(案)	3	11	第6条第2項	県の実施業務	県が行う対象範囲外において不発弾調査が必要と事業者が判断した場合の費用は事業者負担となりますが、合理性をもって調査が必要と判断した場合にまで、一律に事業者負担となるわけではないと理解してよろしいのでしょうか。	県が行う対象範囲外における不発弾調査の費用は事業者負担となります。
392	特定事業契約書(案)	11	29	第29条2	事業用地引渡計画の策定等	「建設工事計画」は、第11条の「設計・建設業務に係る計画書等」及び別紙3Ⅷの「業務計画書」の一部と考えてよろしいのでしょうか。それとも、別のもののでしょうか。	29条2項に定める「建設工事計画」は、同項に定める項目を適切に記載する限り、別紙3Ⅷの「業務計画書」の一部とすることも可能です。但し、そのような場合であっても、29条4項に基づく変更を行う場合には29条4項の規定が優先されます。
393	特定事業契約書(案)	12	23	第29条6	事業用地引渡計画の策定等	「事業者が生じた損害・損失(逸失利益を含む。)を負担しない」とありますが、損害・損失は、具体的にどのようなものを想定しておられますでしょうか。例示をお願いします。	運用開始予定日に予定した利用ができないことにより、事業者が開始予定日から見込んでいた収益を得られないこと等の損害が一例として挙げられますが、これに限られません。
394	特定事業契約書(案)	12	30	第30条2	工事総則	「設計・建設費の一部としてのサービス購入料」とありますが、運営権対価をご提案しない場合は、設計・建設費は全額がサービス購入料となるため、「の一部」は削除いただけるという理解でよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
395	特定事業契約書(案)	12	21	第29条第6項	事業者が生じた損害・損失	「事業用地引き渡し遅延に基づく本施設引き渡し遅延に基づき事業者が生じた損害・損失(逸失利益を含む。)を負担しない。」とありますが、これは例えば、変更前に事業者が費やした労力等で無駄になってしまった損害は負担しないが、変更後に事業者に追加で発生する労力等は貴県が認める範囲で負担して頂けるとの理解でよろしいのでしょうか。	変更前に事業者が費やした労力等で無駄となった損害は、県が負担しないことはお見込みのとおりです。変更後に事業者に追加で発生する労力等については、発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかったと県が認める費用に限り、特定事業契約第67条の合意延長の方法又は当該費用を補償する方法のいずれか又はその両方により、当該費用を県が負担します。
396	特定事業契約書(案)	13	23	第33条	契約の保証	「設計・建設費(消費税等含まない)の10分の1以上」とありますが、様式F-2-④記載の「サービス購入料(設計・建設費相当額)」ではなく、別紙1定義集(79)のとおり、設計・建設業務のみに係る費用(統括マネジメント業務費用や開業準備費用を含まない。)という理解でよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
397	特定事業契約書(案)	20	5	第44条第3項	設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等	破壊検査の結果不備がない場合にまで、一律に事業者費用負担となるわけではないと理解してよろしいのでしょうか。	原案のとおりとします。
398	特定事業契約書(案)	21	26	第50条2	賃金又は物価の変動に基づく設計・建設費の変更又は費用の負担	賃金又は物価の変動の起算点は、入札時と考えてよろしいのでしょうか。	特定事業契約第50条第1項に記載のとおり、起算点は「特定事業契約締結の日」となります。
399	特定事業契約書(案)	22	6	第50条第5項	特別な要因	「特別な要因」とありますが、貴県で想定されている「特別な要因」の具体的な例をご教示願います。	特別な要因とは、例として原油価格の高騰や戦争といったものがあげられます。
400	特定事業契約書(案)	22	6	第50条第5項	主な工事材料	「主な工事材料」が対象とされていますが、工事材料の加工・組立等に伴う労務費(賃料)も対象に含まれると認識してよろしいのでしょうか。	「主な工事材料」とは、鋼材類、燃料油、その他工事材料に区分されます。
401	特定事業契約書(案)	22	7	第50条第5項	著しい変動	「著しい変動」とありますが、著しい変動とは具体的な例をご教示頂ければと思います。	著しい変動は、今後の協議によります。
402	特定事業契約書(案)	22	10	第50条第6項	予期することができない特別な事情	「予期することができない特別な事情」とありますが、貴県で想定されている具体的な例をご教示願います。また、第50条第5項の「特別な要因」との違いをご教示頂ければと思います。	第60条第6項では、急激な価格水準の変動に対応する措置を想定しています。
403	特定事業契約書(案)	22	12	第50条第6項	著しい不相当	「著しく不相当」とありますが、貴県で想定されている著しい不相当の具体的な例をご教示願います。また、第50条第5項の「著しい変動」との違いをご教示頂ければと思います。	著しく不相当の例は、今後の協議によります。
404	特定事業契約書(案)	23	16	第53条2	第三者に及ぼした損害	「工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、…の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がその損害を負担しなければならない」とありますが、当該損害は、愛知県公共工事請負契約約款では、発注者の負担とされています。当該約款と同様に、貴県でご負担いただけないのでしょうか。	本事業は公共請負契約ではなくPFI事業であることに鑑み、かかる規定としておりますので原案のとおりとします。
405	特定事業契約書(案)	24	2	第55条第3項	中間検査	中間検査の結果不備がない場合にまで、一律に事業者費用負担となるわけではないと理解してよろしいのでしょうか。	原案のとおりとします。
406	特定事業契約書(案)	26	36	第60条第12項	契約不適合責任(県)	貴県の事業者に対する契約不適合責任の範囲が、貴県から工事を請けた業者が貴県との契約に基づき貴県に対して負う責任の範囲に限定されておりますが、こちらの契約内容については、事業者の意見が一定程度反映されると理解してよろしいのでしょうか。	県直接発注工事は県の入札等の手続きを経て行いますので、意見に配慮はしますが、事業者の意見を反映するかどうかも含めて県の裁量とします。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
407	特定事業契約書(案)	27	7	第61条2	完了検査及び引渡し	県が行う「検査」は、要求水準書 第4 2(1)イ(オ)b記載の「県による完工検査」及び同d記載の「工事完了検査」と、「当該検査の結果を事業者に通知」は、要求水準書 第4 2(1)イ(オ)d記載の「検査合格通知書」と同義だと考えてよろしいでしょうか。	特定事業契約第61条に基づき県が行う完了検査は、要求水準書 第4 2(1)イ(オ)b記載の「県による完工検査」及び同d記載の「工事完了検査」に該当することは基本的にお見込みのとおりですが、特定事業契約第61条第2項に定める「当該検査の結果を事業者に通知」は、検査の結果を通知するものであり、必ずしも要求水準書 第4 2(1)イ(オ)d記載の「検査合格通知書」に該当するものとは限りません。
408	特定事業契約書(案)	27	17	第61条第6項	完了検査及び引渡し	完了検査の結果不備がない場合にまで、一律に事業者費用負担となるわけではないと理解してよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
409	特定事業契約書(案)	28	4	第64条	契約不適合責任(事業者)	契約不適合が貴県の指示に基づく場合等、貴県の帰めに帰すべき事由により生じたといえる場合には、免責される、という理解でよろしいでしょうか。	契約不適合が県の指図により生じたものであるときは、県は当該契約不適合を理由として、請求等を行わないものとなりますが、事業者がその指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではありません。
410	特定事業契約書(案)	29	6	第64条8	契約不適合責任(事業者)	「当該請求等以外に必要と認められる請求等」について、具体的にどのような請求等を想定しておられますでしょうか。例示をお願いいたします。	現時点で具体的な想定はございません。
411	特定事業契約書(案)	33	13	第73条第2項	運営・維持管理業務の実施に係る県の費用負担	第68条3項では、県による期間延長に伴い事業者に発生する追加費用負担は県が負担するとあります。一方で、第73条2項では、第68条による運営権の存続期間延長後の県費用負担額の県の負担について協議するとあります。こちらについては、 ①第68条で言及している「事業者に発生する追加費用」と第73条で言及している「県費用負担額(運営・維持管理業務)」は異なる費用を指しているのでしょうか。例えば、これまでどおり発生する費用の県負担額については協議によって定めるが(第73条第2項)、延長により、これまでの費用に追加して発生することとなった費用については、貴県にて全額負担する(第68条第3項)、という理解になりますでしょうか。また、この理解であるとした場合、第73条第2項の協議がまとまらない場合の貴県負担額はどのように決定されることになるのでしょうか。 ②あるいは、同じ費用を指しているが、第68条第3項で貴県が負担するとしている費用の額については、第73条第2項にしたがい協議で定める、という理解になるのでしょうか。また、後者の理解であるとした場合、協議がまとまらない場合の貴県負担額はどのように決定されることになるのでしょうか。	特定事業契約第68条第1項に基づき、運営権の存続期間が延長された場合、当該延長に伴い事業者に発生する追加費用は、同条第3項に基づき県が負担しますが、当該費用負担の方法として、特定事業契約第73条及び別紙6に定める「県費用負担額(運営・維持管理業務)」の支払いを用いることは基本的に想定していません。 なお、特定事業契約第68条第1項に基づく延長の場合に、特定事業契約第73条第2項に基づき「県費用負担額(運営・維持管理業務)」の県の負担について協議すること自体は否定しませんが、特定事業契約第68条第3項の県負担と重複して県が費用を負担することはありません。
412	特定事業契約書(案)	34	11	第74条5	拠点運用時の運営・維持管理業務等	「拠点運用時の状態が2年以上継続することが見込まれるとき」とありますが、時期にかかわらず、事業者が事業継続が困難と判断した場合は、事業者から、特定事業契約の合意解除に関する協議を申し入れることができると考えてよろしいでしょうか。	お示しのような手続を定める条項はありません。
413	特定事業契約書(案)	34	23	第74条第7項	拠点運用時の運営・維持管理業務等	運営権が停止された場合に事業者に保証されるのが「通常の損失」に限定されておりますが、これは客観的に合理的な範囲の損失という理解でよろしいでしょうか。もし具体の想定項目等あればご教示ください。	PFI法30条1項に定める範囲となります。法令の解釈につきましては、専門家に適宜相談してください。
414	特定事業契約書(案)	36	24	第79条第2項	大規模修繕	「大規模修繕期間中の休館に伴う事業者への営業補償義務を負担しない」とありますが、修繕がある程度長期に渡るような場合は、一定のご負担をお願い頂きますでしょうか。	原案のとおりとします。なお、入札説明書2.(1).サ.(ウ)に記載のとおり、県は事業期間中に大規模修繕を実施しない想定としていますが、仮に大規模修繕を行う場合には、事業契約書のとおり、その期間の長短にかかわらず県は休館に伴う事業者への営業補償義務を負担しません。
415	特定事業契約書(案)	37	18	第85条	事業者が任意で行う事業	任意事業に用いる資産などについては、貴県に権利を移転しなくても良いという理解でよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、詳細は任意事業協定により取り扱いを定めるものとします。
416	特定事業契約書(案)	38	17	第86条3	設計・建設費及びサービス購入料	「請求時の出来形に相応する費用について、一部支払いを請求することができる」とありますが、第87条の限度額の範囲内であれば、請求時の出来形の100%がお支払いいただけたと考えてよろしいでしょうか。それとも、当該出来高の一部しかお支払いいただけないのでしょうか。この場合は、何%までご請求できるか、ご教示願います。	第87条の限度額の範囲内であれば、出来形の100%を支払います。
417	特定事業契約書(案)	38	19	第86条3	設計・建設費及びサービス購入料	「そのほか各年度内において2回を上限とし行うことができるものとする」とありますが、どのような費用のご請求・お支払いを想定しておられますでしょうか。第87条第3項によるご請求の想定でしょうか。	年度末の1回、そのほか年度内の2回の合計3回を上限として請求できます。
418	特定事業契約書(案)	38	14	第86条第3項	設計・建設費及びサービス購入料	請求は必ず年度末に行うこととされている一方で、請求は年度毎に2回まで可能となっております。この年度末は「半期」または「四半期末」を意味し、1年間に付き2回を上限として請求できるという意味に理解すればよろしいでしょうか。	年度末の1回、そのほか年度内の2回の合計3回を上限として請求できます。
419	特定事業契約書(案)	40	24	第89条1(8)	事業者による表明及び保証	「監査役会及び会計監査人に関する定め」とありますが、監査役会設置要否及び会計監査人採否の判断は、事業者に任されると考えてよろしいでしょうか。	89条1項8号は、事業者が取締役会、監査役会、会計監査人のいずれも設置することを求めています。
420	特定事業契約書(案)	41	29	第90条2(7)	事業者による誓約事項	「監査役会及び会計監査人に関する定め」とありますが、監査役会設置要否及び会計監査人採否の判断は、事業者に任されると考えてよろしいでしょうか。	89条1項8号は、事業者が取締役会、監査役会、会計監査人のいずれも設置することを求めています。
421	特定事業契約書(案)	54	28	第114条	違約金	構成企業が基本協定書第9条の第1項各号に該当した結果、特定事業契約が解除された場合、基本協定書9条に基づく賠償金と本特定事業契約書本条に基づく違約金が2重に課せられることはないかと理解してよろしいでしょうか。	構成企業が基本協定書第9条の第1項各号に該当した結果、特定事業契約が解除された場合、基本協定書9条に基づく違約罰に加え、特定事業契約書第114条に基づく違約金を支払う必要があります。
422	特定事業契約書(案)	54	35	第114条	違約金	(1) 本施設の引渡前にて、設計・建設費(消費税等を含まない。)の10%に相当する金額とされた根拠をご教示いただけますでしょうか。また、違約金額を引き下げただけでいいのでしょうか。	原案のとおりとします。本事業の特性及び重要性に鑑み、着実な履行を促す観点からかかる金額としております。
423	特定事業契約書(案)	54			違約金	事業者は、①第102条(事業者事由による解除)の規定により特定事業契約が解除された場合の違約金が記載されています。本施設の引渡し前について設計・建設費(消費税等を含まない。)の10%に相当する金額は妥当と思いますが、本施設の引渡し後の6億円は過大な違約金額と考えます。年度あたりのサービス購入料の10%が妥当ではないでしょうか。	原案のとおりとします。本事業の特性及び重要性に鑑み、着実な履行を促す観点からかかる金額としております。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
424	特定事業契約書(案)	55	1	第114条1(2)	違約金	事業者事由による解除について、本施設引渡後の違約金が6億円となっておりますが、事業内容に比して過大ではないでしょうか。6億円とされる根拠をご提示いただくと共に、事業性確保のため、削減いただけませんか。違約金が過大ですと、資金確保のための費用の増大が懸念されます。	原案のとおりとします。本事業の特性及び重要性に鑑み、着実な履行を促す観点からかかる金額としております。
425	特定事業契約書(案)別紙3 ガバナンス基本計画	6	5	※4)	表1業務の概要	「業務期間終了後も、ガバナンス機能は一定期間維持する」とありますが、業務期間終了後、SPCを解散できないのでしょうか。一定期間の想定をご教示願います。	ガバナンス機能は事業期間終了とともに終了することとします。特定事業契約書(案)別紙3およびガバナンス基本計画を修正します。
426	特定事業契約書(案)別紙4 別添1 協議会設置要綱(案)	6	16	第10条5	ファンリテーターの活動	業務費用見積のため、報酬を含め、ファンリテーターの活動経費の想定額をご教示願います。	活動経費の想定額は明らかにしません。
427	特定事業契約書(案)別紙3 ガバナンス基本計画	11	16	(2)	会議による確認	「第7 3(3)設計・建設業務におけるガバナンス」は「第9 3(3)設計・建設段階におけるガバナンス」ではないでしょうか。	お見込みのとおりです。特定事業契約書(案)別紙3およびガバナンス基本計画を修正します。
428	特定事業契約書(案)別紙3 ガバナンス基本計画	12	20	(2)	会議による確認	「第7 3(6)会議体の設置」は「第9 3(6)会議体の設置」ではないでしょうか。	お見込みのとおりです。特定事業契約書(案)別紙3およびガバナンス基本計画を修正します。
429	特定事業契約書(案)別紙3 ガバナンス基本計画	15	6	(2)	会議による確認	「第7 3(6)会議体の設置」は「第9 3(6)会議体の設置」ではないでしょうか。	お見込みのとおりです。特定事業契約書(案)別紙3およびガバナンス基本計画を修正します。
430	特定事業契約書(案)別紙3 ガバナンス基本計画	17	10	(1)	書類による確認	「第6 I 2(3)総務・経理業務」とありますが、要求水準書に当該記載が見当たりません。要求水準書のどこの記載をご教示願います。	「第3 2(1)総務・経理業務」をご覧ください。特定事業契約書(案)別紙3およびガバナンス基本計画を修正します。
431	特定事業契約書(案)別紙3 ガバナンス基本計画	17	18	(2)	会議による確認	「第7 3(6)会議体の設置」は「第9 3(6)会議体の設置」ではないでしょうか。	お見込みのとおりです。特定事業契約書(案)別紙3およびガバナンス基本計画を修正します。
432	特定事業契約書(案)別紙4 別添2 第三者機関設置要綱(案)	20	20	第12条	機関の運営経費	業務費用見積のため、構成員の報酬を含め、運営経費の想定額をご教示願います。	運営経費の想定額は明らかにしません
433	実施方針に関する質問(第1回)	4	19	No35	事業者の収入及び費用(サービス購入料)	実施方針に関する質問(第一回)において、施設の設計及び建設に係るサービス購入料には設計・建設期間中に発生する資金調達に係る費用が含まれるか、という質問に対し、貴県は「お見込みの通り」とご回答されています。 これに関連してのご質問です。 事業者から設計施工者に対する設計施工費の支払いを、事業者に対する貴県からのサービス購入料(最終出来高)の支払時期に合わせることにした場合、設計施工者(元請)が協力業者(下請)への支払を立て替えることとなります。その場合の立替金利についてもサービス購入料に含めて支払われると理解してよろしいでしょうか。	質問の場合の立替金利は、サービス購入料に含めておりません。
434	実施方針	35			リスク分担	リスク項目13～18法制度、税制度の新設変更に伴うリスクについて入札公告日(令和4年11月25日)時点の法制度との解釈でよろしいでしょうか。	法制度、税制度の新設変更に伴うリスクについての基準日は、入札公告日(令和4年11月25日)ではなく、特定事業契約書締結日となります。特定事業契約書第97条及び第98条も参照してください。
435	その他	-	-	-	積載荷重の設定等	開示いただいた資料には各施設の諸室に対する積載荷重の設定及び特殊荷重等について設定値の記述がありませんが、設定値があればご教示下さい。	設定値はありません。
436	その他	-	-	-	資金調達について	資金調達全般に関するご質問です。本事業はサービス購入料が出来高払いとされています。それに加え、仮に貴県による負担総額を0円と提案せず、運営権対価を提案できない場合には、事業者側での初期投資資金は不要になるものと理解しております。また、貴県からサービス購入料の支払いがなされるまでに発生する設計施工者(元請)から協力業者(下請)への支払いについては、設計施工者による立替払いをもって対応することを検討しております。これにより、外部金融機関からの資金調達は不要となり、株主からの出資金のみで資金繰りが可能になるものと想定しています。この想定が貴県のご希望する資金調達スキームに合致しているかにつき、ご意見頂戴できますでしょうか。	県は現在のスキームを採用することとしております。